

第5回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会議事録

日 時 平成17年9月15日(木)
午後1:00～午後5:45
場 所 長野県庁議会棟4階
402会議室

司 会

ただいまから、第5回長野県環境審議会地球温暖化対策検討会を開会させていただきます。

私は、事務局の地球環境課温暖化防止ユニットの竹松でございます。よろしくお願いいたします。

本日はご都合によりまして上條委員、牧内委員のお二方がご欠席でございます。

それでは、お手元の方に追加資料と差し替えの資料が申し上げます。若干、説明をさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いいたします。追加資料といたしまして、資料3「今後の予定等について(案)」というものがございます。それと「第4回検討会議事録」、もうひとつ「条例に『財政上の措置』を記述することについて」と、カラーの信州省エネラベルのパンフレットでございます。また、諏訪委員から提出がございました、「森林環境保全のための『いわての森林づくり県民税(仮称)』の創設について」というのと、グリーンの「はじめよう！グリーン電力」の冊子、これが本日の追加資料としてお手元にお配り申し上げます。差し替え資料として資料2「条例検討項目(対応措置)について(案)」というものになっております。これはですね、1枚目の下段の方で見て頂いたりするとお分かりになると思っておりますが、括弧書きがでございます。これは第4回検討会の欠席委員の方の提出意見を括弧書きで加えたということで、それらが入っているものですから、差し替え資料として本日お手元の方に申し上げます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、高木委員長さん、議事の進行の方をお願いいたしたいと思います。

高木委員長

どうも皆さんこんにちは。早くも第5回の検討会になっています。

今日は、その条例骨子(案)について、どうしても決めなければいけないスケジュールになっておりますので、そのことをご理解ください。そしてご協力ください。私の不手際だと思うんですが、ずっと時間を延長していただいても第4回までにそれをまとめることが出来なくて来ておりまして、今日、臨時で第5回を開催することになっています。特に遠くから来られた諏訪さんをはじめ皆さんにご迷惑をかけているわけで、申し訳ないと思っておりますが、今日どうしても第5回の検討会でこの骨子(案)をまとめたかったので、申し訳ないんですが、意見を述べられる時に出来るだけ簡潔に、最終的な結論部分をどんどん話していただいて、前提部分に関しては、ある程度、皆さんコンセンサスがあると思うので必要最小限の前提部分にしていただいて、なるべく簡潔な発言にさせていただきたいということでよろしくお願いいたします。

それでは、ただいまから議事に入ります。最初に会議事項1の「条例骨子(案)」

について」、まず最初に事務局の方から説明をお願いします。

木曾課長 (資料1、資料2により説明)

高木委員長 今のご説明に対して、何かご質問ご意見等ございますか。

岡本委員 岡本です。資料1の のところなのですが、裏のページのところで24時間自販機というところが になっているのですが、今日欠席された牧内さんから出ている意見とか、せんだってのときにもありましたが、県が直接主体となるべきではないかという議論があって、それは可能だという話になっていたものですから、ここはむしろ というより というので、少し議論をまだしたりない部分なのかなと思いますがいかがでしょうか。

高木委員長 基本的に、そういうふうに意見が出ている分に関しては検討したほうがいいということですので、それでよろしいですよ。あまり を増やしたくはないですが、一応自販機のところの になっているのを にしていただいて、今日の議論の中でそのところを詰めるということを進めさせていただきます。

ほかにはいかがですか。よろしいですか。

それでは資料に沿って、検討項目の洗い出しを行って、今日の資料1と資料2を中心に進めていけばいいのではないかと思います。順番としては前回は、一番最初のところの産業部門の一番頭のところ、それからマイカー通勤の削減のところを飛ばして入って行って、観光旅行者の前のところまで、要するに森林資源のところまで一応検討はしたということだと思います。

今日は頭から入って行って、産業部門の一番上のところから始めて、取りあえず のところはちょっと後回しにして、前回検討できていないところを先に優先してやって、その後 を詰めていくというようなやり方でよろしいですか。

木曾課長 ちょっといいですか。

高木委員長 はい。

木曾課長 資料2には、この前ほぼ になったところをまとめてありますので、前回の資料の3のほうでまだ後半のまったく議論していない部分が残っておりますので、そちらで進めていただいて(資料)2に結び付けていくというような格好でお願いできたらと思います。

高木委員長 はい。
前回の資料3、これですね。日にちの入っていないものですね。

木曾課長 ここ、観光旅行者のところからですかね。

川妻委員 11ページ。

木曾課長 はい、11ページの下段のところからですね。

高木委員長 観光旅行者のところからですね。分かりました。では、それに従って話をさ

せていただきます。

皆さん、よろしいですか。11ページからやったほうが、どちらでもいいですね。では、11ページの観光旅行者のところから最後まで行って、頭に戻るといようなかたちでさせていただきます。

観光旅行者の話ですが。

諏訪委員

その前に訂正を。

高木委員長

はい、いいですよ。どうぞ。

諏訪委員

ちょっと観光旅行者の議論に移る前に、前回、私のほうから申し上げた内容で、訂正を申し上げてあらためて提案を差し上げたいのでその分について申し上げます。

訂正といえますのは、再生可能エネルギーの部分でございます。前回資料3で、ページナンバーが書いてありませんけれども、再生可能エネルギー関連の電力供給者に関して、対応措置案としまして電気事業者の再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作成、提出、公表するというのを義務付けることが提案されていたわけなのですけれども。

私はちょっと不勉強で、こちらのほうはR P S法が入っていますので、R P S法で対応できるのではないかという認識を持っていたのですが、あらためて勉強をいたしますと、現在R P S法はあるんですが、例えば大型の電力会社さんは自然エネルギー供給をやっているということは公表されているのですが、どのような自然エネルギー供給を行っているのかということ。内訳を公表されていらっしゃいません。

電力会社の中で東電（東京電力）さんだけは公表されていますが、ほかの電力会社に関しては内訳が見えておりません。そのために実際には安価なごみ発電などが義務量の大枠を占めているという分配があったとしても、そのあたりが見えてこない状況でございます。

従いましてR P S法では、ごみ発電はもちろん認めているのですが、大きな目標として風力・太陽光などが促進されることが非常に重要でございますので、そのあたりの内訳が見えてこないというのは、今後の対応を考えるうえで問題となるべきことだと思っております。

従いまして前回私のほうでこちらの義務付けを削除しても異論はないようなニュアンスを申し上げたのですが、ぜひここで私の前回の発言を訂正しあらためてこちらの実績報告書の作成、提出、公表を義務付けることを提案させていただきますと思います。

それが第1点で、第2点といたしまして、今申し上げたのは電力会社、電気事業者に関する対応のものですが、それ以外に大規模なエネルギー供給者、石油供給会社でも構いませんし、ほかの化石燃料供給会社でも構いませんが、そういった大規模エネルギー供給者が、その供給するエネルギーのグリーン化に取り組むということも重要だと思われま。

従いましてあらためて大規模エネルギー供給者、つまり石油、それ以外、現に石油電力、それ以外も含めた供給者に対して、供給するエネルギーのグリーン化に取り組むということを大項目として、義務として義務付けていったらいいのではないかと思います。

具体的には、大規模エネルギー供給者は毎年エネルギー販売に関わるデータ及び自然エネルギー由来のエネルギー導入の実績及び目標を定めて実施し、公

表するという義務付けを課していくというようなイメージで提案できたらと思っております。

以上、訂正と提案の部分でございます。

高木委員長

よろしいですか。

諏訪委員

はい、ただひとつ確認の部分がございます。確認の部分は、前回の議論の中で地方自治体の役割ということが議論になって、地方自治体の役割を政策立案者と同様に電力エネルギー購入者としても位置付けられるというふうな議論を、皆さんと共有できたというふうに私は認識していました。

その部分に関して対応措置、今回配布資料1番の対応措置としましては、資料2の一番右下の部分の丸書きになっている部分ですが、地方自治体については地球温暖化対策の推進に関する法律21条に基づいて、計画を策定することが義務付けられているということで対応されていくのかなというような表現があるわけです。

わたしの理解としましては、こちらの地方公共団体の実行計画の中で、特に地方自治体がエネルギー購入者として、グリーン購入の一貫としてでも構いませんけれど、自然エネルギーを購入するというようなことは、現在までも前例としてあまり取り組みがなされていらいっしょらないはずだなというふうに認識しています。

従いまして下のほう、このままの案でいってしまいますと地方自治体の購入者としての役割がはっきり見えてこないのではないかという危惧を持っております。ちなみに地方自治体が購入者としてどういう役割を持ち、そしてその対応措置としてどのようなことができるかということに関しましては、今日配布のカラーの資料『はじめてみよう！グリーン電力』の中の3ページの部分からご覧いただければと思います。

こちらの3ページの部分は、自治体向けのグリーン電力についての解説でございます。この真ん中の表でございますが、自治体の立場は3つ考えられる。「発電者」、「消費者」、そして「政策立案・履行者として」ということが書いてございます。

現在私どもが策定している条例に関しましては、政策立案・履行者としての自治体の役割を発揮することと認識しておりますけれども、その上の段の消費者として地方自治体は何ができるのかということを考えていることを、明確に打ち出していくことが必要なのではないかと考えております。

明確に打ち出すにあたりまして、資料が行ったり来たりして申し訳ありませんが、前回配布資料の資料3の9ページで、一番初めの意見番号137なのですが、公的機関は率先して自然エネルギーの活用に努めるという部分がございます。この活用というのは恐らく購入に努めるというふうに読み替えまして、新たな条項をつくることが必要なのではないかと考えたんです。

そうすることによりまして、公的機関が率先して自然エネルギーの購入を行うことによって、県内の自然エネルギー生産に対するやわらかな、ソフトなアプローチという補助も可能だと思っております。

いろいろな財政的な面で問題があるかもしれませんが、その に関しましては、また先ほどの資料『はじめてみよう！グリーン電力』の中で、他自治体がいかに入札制度とも組み合わせて、財政的に圧迫しないようなかたちでグリーン電力購入を進めるかということについての前例のケーススタディが載っておりますので、ご参照いただければと思います。

ポイントとしましては、前回の議論の中であった公的機関のグリーン、自然エネルギー購入者としての役割ということを確認に打ち出すため、新たな項目が分かりませんが、この意見番号137を生かして公的機関が率先して自然エネルギーの購入に努めるという条項を設けるべきではないかという意見でございます。

これに関しまして、事務局さまの整理・見解などもいただければと考えております。以上です。

高木委員長

はい、ありがとうございます。

今3つのお話が出ていて、電力の話で「RPS法があるから、それでいい」という話に前はなっていたわけですが、それは諏訪さんとしては訂正したい。「その法律があっても十分ではないので、もうちょっと内容を公表するような方向等考えたい」ということが1つ。

それから「エネルギー供給者に対して、再生可能利用エネルギーの利用を積極的に進めていただく」ということを、もっとうたいたいということが1つ。

3つ目は公的機関というか、地方自治体あるいは公的機関という言い方がよく分かりませんが、「自然エネルギーの活用を努めるということに対して、今のままだとそれがはっきり見えてこないから、それをもっとはっきりと打ち出すべきだ」ということでよろしいですか。

諏訪委員

ほぼよろしいかと思えます。

高木委員長

そういうことですね。

3番目の公的機関の話から先にやっておいたほうがいいのかのような気がします。この前の議論としても公的機関に関しては、基本的に普通の事業者と同じ扱いということはないだろうというのが、ひとつのコンセンサスを得られているかと思えます。

橋爪さんもおっしゃっていましたが、公的機関に関しては普通のいろいろな計画を出したりするのも、ちょっとほかとは別でしょという意見もあって、それは皆さん分かっていたらした。

それと同じように、再生可能エネルギーをどうやって使うのか、政策立案者としてではなくて、消費者として再生可能エネルギーをもっと進めることを組み込めないかということについてだと思えます。

どの資料で言えばいいのかよく分からないのですが、例えばこの・・・。

川妻委員

項目をちょっと特定して。

高木委員長

資料1のところでは、裏の民生・再生可能エネルギーのところ、「再生可能エネルギーを優先的に利用する」というようなことが書いてあるわけですが、ここの項目立てのところ公的機関というのをいれて、そこに要するに再生可能エネルギーを優先的に利用する義務付け。

川妻委員

購入する。

諏訪委員

購入する。

川妻委員

購入する、だね。

高木委員長 購入する、購入するというのを努力義務、義務付け。

諏訪委員 購入、または導入、利用するにして義務付けにして、そしてその内容をどのようなかたちでという部分に関しては、できるだけ経済効率性を勘案して、そこから辺は自由採用というか。

高木委員長 はい。というような・・・。

川妻委員 ちょっと、いいですか。
川妻です。今の趣旨は賛成で、やはり県の条例ですから県が率先して、一歩でも二歩でも進めていくという具体的な姿を見せるのが非常に重要だと思います。
そのときに、この公的機関とか地方自治体と一般的な言うのではなくて、これは県の条例ですから「長野県は」と入れて、今言われたようなグリーン購入に努めると、これは義務付けにすることにして、それを年々充実化させていくということだと思います。
それを市町村まで入れますと、やっぱり市町村の独自の権限というものがあるもので、そこに網を掛けるのは無理だと思うんです。ただ県がやるということで、同時に市町村にも促進を促すというか、表現は別ですけどそういうことを県としては行うべきだと思います。一応性質としては、そういうふうな。

高木委員長 以前にも説明がありましたけれども、県としては、例えば太陽光発電にしる、いろいろなかたちの再生可能エネルギーの、少なくとも利用促進に関しては、これまでもかなり努力をされてきているわけですね。それが、時々では。

木曾課長 はい。施設整備については、県民計画に基づいた中で新しい施設の際には、そういうものをなるべく率先して導入していくような格好での動きはあります。

高木委員長 それでエネルギー消費者としての、「再生可能エネルギーの」ということに関しては、特にこれまでは動きはないですか。

橋爪委員 ちょっといいですか。

高木委員長 はい、どうぞ。

橋爪委員 橋爪です。
私は、基本的に活用するでいいのではないかと考えています。というのはグリーン電力というのは、やはり専門家がつくるべきで、むしろ県はグリーン電力の試行について試験研究等について費用を投入すべきで、単に電力会社やいろいろいるところがやったものを、ある割合で買うというその費用を、むしろ研究開発に投資すべきではないかなと。
グリーン電力を購入するということは何かというと、グリーン電力供給者のグリーン電力を促すために購入することになるので、私はもっと積極的に県がそういうことをやるべきだと思っております。
この前から話をさせていただきましたけれども、長野県では小さな水力発電

だとかバイオマスがいろいろあるので、そういう発電に入れるだとか、むしろそういうことに費用を投入して、より加速させるべきではないかと思います。

この議論は、たぶん議論をしていてもどちらも正しいような気もするし、どちらでもいいのですが、私はそちら側に主力をお願いしたいと思っています。表現は、どちらでもいいとは思いますがね。

諏訪委員

諏訪です。

県が率先して、研究開発をしていく必要があると橋爪委員の意見に賛成でございます。同時に現在私どもが今議論しているのは、公的機関が率先して何ができるだろうという議論、追加的な議論という位置付けになるのではないかなというふうに考えております。

その追加的な、率先的は対応という部分で、今、高木委員長からご質問がありましたように、県としての今後の対応、方針というものを現状を踏まえて明らかにしていくべきでないかなということで、議論が進んでいるのではないかなと認識しておりまして、その部分でひとつの方向として自然エネルギーの活用または購入ということだと思えます。

ただ活用・購入に関しまして、それが果たして県の研究開発の部分とバッティングするのかなというのは、それはちょっと整理が必要ではないかなと思います。

現在も、県なり公的機関は電力を購入していることには間違いなくて、その購入する場合に当たって、例えば入札制度を行って自由化が進んでおりますから、50kw以上にいたしましても自由交渉が可能ですので、その入札の部分で自然エネルギーの割合のある発電者さんから電力を買うというふうにしますと、具体的に自然エネルギー発電者に対しての直接的なお金の流れというのではないけれども、間接的に県が率先してどういう方針で促進をしていけるのかということを見せることができます。

またその部分で入札制度のひとつの条件として加えるだけですので、費用面のほうでもそれほど上昇は見えなかったという、そういう経験がございます。ですから研究開発の部分は、それはそれでももちろん推進していただいて、プラス率先活動としての方針というものを明らかにしていってはいかがかなという、そういう議論だと思います。

高木委員長

はい、ありがとうございます。最終的な対応措置としては、ほんとに積極的な活用で終わるか、活用・購入まで含めるかという程度のことですよね。それによる違いですよね。

木曾課長

電力供給の知識がなくていけないのですが、長野県はある意味ではひとつの電力会社で括られてしまっていて、通常でいく入札のときにも、そういう競争の中での原理がうまく使えるのかが分かりません。

そうした場合、義務付けをされた場合、そのやり方自体ができないということになると、対応がちょっとできないかなというふうに思うんです。

諏訪委員

はい、諏訪です。

対応の方法には、いろいろなバリエーションがありまして、今申し上げました入札というのは、ひとつの形態でございまして、すみません手前みそなのですが、こちらのマニュアルの4ページの方をご覧くださいますと、埼玉県越谷市と東京都板橋区においては、そういった入札制度ではなくて、グリーン電力

証書というものを購入しております。

グリーン電力証書というのは、新しい概念ですので馴染みのない方もいらっしゃるかもしれませんが、要は自然エネルギーで発生した電力の、電力部分ではなくてそれに付加価値となっている環境付加価値の部分を、証書の形で購入することによって、その代金をもとに自然エネルギー促進を行っていくという、そういうプログラムでございます。

こういったものを直接的に入札の条件にできない場合も、こういったものを購入することによって、グリーン電力、自然エネルギー促進というふうにつなげていくことが十分可能ではないかと考えております。

高木委員長

別に新しい電線を引いてどうのこうのというのではなくて、要するに購入するときに一定の条件を付けたものを買いますよという形で、電力そのものは中電(中部電力)さんから買うわけだけど、その中電さんを間に挟んでやるということですよ、取引は。

川妻委員

そういうことじゃなくて、どうも仕組みがよく分からない。

諏訪委員

入札の場合には中電さんが入ってくると思いますがけれども、グリーン電力証書の場合になると、これは中電さんが入ってこないというふうに考えております。中電さんから買う部分には、もちろん必要な電力は買っていただくのですが、それにプラスアルファ環境付加価値の部分をグリーン電力証書という形で、例えば日本自然エネルギーという会社がございまして、そこが販売しているのですけれども、そちらのものを買うということを埼玉県と東京都では行っているということです。

高木委員長

たぶん皆さんがあまりきちんと把握ができていないので、この項目を今ここで決めるのは難しいような気がします。ですから一応活用・購入という言葉にしておいて、具体的なことをもう少し研究をしていただいて、それでやりましょう。それで、いいですね。では、それに関してはそれでいきます。

それから今度は、電力事業者に対しての、さっきの「RPS法があるからそれでいいよ」ということにしたものについて、もうちょっとちゃんと中身が分かる形にしてほしい。東京電力がやっているような形のものになっていけば、かなり進むわけですね。はい。それはいかがでしょうか。

橋爪委員

それは問題ないのではないですか。

諏訪委員

いいんじゃないですか。

橋爪委員

たぶん、中部電力では問題ないでしょう。

岡本委員

皆さんと同じ意見です。

長野県の場合は、県民計画のころから何と言いますか、言葉遣いに気をつけてきたという変だけど、再生可能エネルギーという言葉を使ったり、自然エネルギーという言葉を使ったりするのですが、結局、国の場合は新エネルギーという中に、範疇(はんちゅう)の中にごみ発電が入っているというのが、RPS法のいわば自然エネルギーをいくらかすりガラス状態にしている部分なのかなと思うんです。

最終的に再生可能エネルギーという言葉にするか、自然エネルギーという言葉にするか、そのことももう少し議論を深めて統一したほうがいいと思うし、そういう意味で中身をクリーンな自然エネルギーの中身であるということをも明らかにする意味で、とても大切なことかなというふうに思っています。

それからマイクを握ったついでですが、先ほどの資料の中の発電者としているというところで、事務局さんの方で長野県の発電者としての努力、実態という話があったのですが、それから川妻さんのほうから「長野県は」というふうに、市町村に関しては言えないから県ということでは言いたくないのではないかという話があって、そういう環境の中で今、小諸市では、逆に市町村が少ない予算の中で頑張っていて、小中学校全部に太陽光発電を付けようというプログラムが進んでいます。

2つある県立高校は、ここから外れているわけです。何か逆に、とても歯がゆい感じがしていて、県民計画の中でモデル地区支援というふうな項目があったと思いますが、一生懸命市町村が小中学校に太陽光発電を付けるということをやっているところは、県も率先して発電者として設備を整えるというふうなことを、やっぱりどこかにはっきりと書いていただきたいと思います。

それで先ほどから諏訪さんの消費者としてという話との整合性になってくるわけですが、ある意味大都会で自然エネルギーを設置する環境があまり整っていない、圧倒的に消費量が多いようなところというのが協力する場合には、消費者としての協力方法というのが、際立ってくるのだと思うのです。

長野県の責務としては、もちろん両方あっていいのですが、先ほど橋爪さんが言われたようにマイクロ水力からはじまって、太陽光、いろいろな自然エネルギーを生産する環境が非常に豊かな県であるという特性からして、もう少し発電者としての責務というのをきちっと強く、はっきりとうたいあげていきたいなというふうに考えます。

高木委員長

はい。2番目の話に関しては、基本的にはどういう言葉になるかは別として、要するに長野県が自然エネルギーというか、再生可能エネルギーというか、それを先ほど活用購入という、積極的なという言い方が入っているわけで、その中に例えばモデル地区をやるというようなことを、条例の中に入れるのか、それとももうちょっと違うところに入れるのかというのはあると思いますが、そういうようなことでやっていくということで、たぶんいけるのかなと思いますが、いいですね、それは。どうしてもこの中に、そのモデル地区という言葉を入れてほしいというわけではないですよ。

最初のその前の、電力事業者に対するほうは、皆さんコンセンサスが得られたということで、要するに内容的なものに関して、どういう言葉がいいのかこれもよく分かりませんが、要するに東京電力が出しているような形で、中身が分かるようなものを提出していただく、ということを入れるというようなことのできたいと思いますので、よろしくお願いします。

3つ目がエネルギー供給者の話で、諏訪さんが最初におっしゃられた3つ目ですが、なかなか今日は観光事業者からの予定にまだ入れないのですが、一定規模以上のということになるかと思いますが、エネルギー供給者は再生可能エネルギーの積極的な導入をというようなことを入れるとしたら、どこに入るのかな。それがどこに入るのかは、私もちょっと見えていないのです。

諏訪委員

むしろ資料1の追加みたいな形の方が。

高木委員長 再生可能エネルギーのところ、民生部分の再生可能エネルギーの「長野県は」というところで、再生可能エネルギーの積極的な活用・購入を推進するというような言葉が、たぶん入るだろうということはオッケーで、その下にさらに電力供給者とはいうのもあるわけですが、それが同列でエネルギー供給者ということで、再生可能エネルギーの積極的な導入を行うというのを入れていくと。はい。

諏訪委員 積極的な導入は努力義務なんです、その小項目としまして、具体的に一定規模以上のエネルギー供給者は、毎年エネルギー販売に関わるデータ及び自然エネルギー由来のエネルギー導入の実績及び目標を定め実施し、公表するというのを義務付ける。

高木委員長 そこは義務付けということですね。

諏訪委員 はい。

高木委員長 いかがですか。はい、どうぞ。

橋爪委員 橋爪です。
具体的に電力業者以外の大規模業者だというとガス事業者ですね。石油類だとか思うのですが、その元をお願いをするということになるのだったら分かるのですが、この長野県で主体的にいろいろやっている中で、ちょっと言っていることは分かりますが、どういうふうをお願いするのかというところが、どうもちょっとあるのではないかなというふうに思います。
長野県の業者にお願いすると、販売しているだけなんで、ちょっと苦しいところがあるかなと思います。

諏訪委員 はい。おっしゃるとおりで、販売者にするのか、それとも供給者にするのかということは、その定義付けが必要になってくると思います。販売者の元である供給者というふうに申し上げている理由がそこにございます。

高木委員長 ということは諏訪委員さんのご意見としては、基本的に長野県内で販売しているのではなくて、そこに卸しているというかエネルギーをつくっているところに対してというイメージで考えていますか。

諏訪委員 イメージはそうなんです、具体的にはちょっと検討が必要なことですので、シェルに卸してもらっている場合に、そのシェルに販売者がどれくらいの意見を言えるか、バイオマスを入れなければならない、入れたいんだけどシェルだとかそういった大型の新日石だとか対応していなかった場合に、販売者独自で対応しなければならない、供給者ではなくて販売者の方で対応しなければならないことになるかもしれませんので、そのあたりの調整はちょっと必要かなと思います。

高木委員長 方向性としてはたぶんそんなに問題はなくて、具体的に例えばガソリンをどのくらい生産して、ガソリンに関して、供給者に対してどういうふうなことができるのかということまで我々は今見えていませんので、骨子の案として、対応措置の案としてそういうことを入れて検討していくと。具体的にやってみた

ら、東京ガスなどは入るかもしれませんが、例えばプロパン(ガス)事業者がどうなのかという話になってくると、何とも言えないところが出てくるかと思えます。

とにかく今の段階では、それでは入れていくということで、今後もまた入れてさえおけば取りあえず検討の項目の中にとっていくので、入れないと項目から外れてしまいますので、入れて検討していくということによろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

それではようやく11ページですね。観光旅行者です。対応措置の案として、要するに観光旅行者とそれに関連する事業者に対して、協力してくださいということをおうと。具体的に、車で来てはいけないということはなかなか言えないでしょうから、とにかく長野県はこういうことをやっているのどうたおうということが、対応措置案になっているわけですが、それに関してはよろしいですか。よろしいですね。では、観光旅行者のところは、一応、ということを進めます。

続いてこの資料1でいうと、廃棄物等のところに入っていきわけですが、これでいうと12ページの一番上のところです。

廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用や適切な処理、これは誰がやるのかというは特にここに書いてありませんが、そのことについてはよろしいですか。どうお考えになりますか。全員といえば全員なんですが。これは、特定の誰かに押し付けるということではないですよ。だから、県及び事業者及び県民は、みたいなことになるのでしょうか。

木曾課長

国の廃棄物処理法の中で、同じような表現の中で廃棄物の特別法の部分であります。廃棄物処理法が廃棄物の特別法ということの中で、この文言に近いものがたぶんうたわれてきております。

そういう意味の中では事業者、もちろん事業の中には県も含まれていますが、それから住民、すべての人に対するこういう括りで、温暖化の条例という部分の中では、こういうような格好で廃棄物について1本にまとめて、努力義務としてまとめておけば廃棄物処理法の中で、かなりの部分が拾われているのではないかと思います、こういうような書き方をしました。

高木委員長

はい、よろしいですか。努力義務ですよ。

川妻委員

はじめにその前提をあまりグダグダ言うなというふうに高木さんから言われているので、そのグダグダあまり言いたくないのですが、実際皆さんご理解願っている事柄かもしれませんが、廃棄物の問題は非常に今、矛盾というか問題がいろいろありまして、端的に言うと、ここにある廃掃法もさまざまな法も発生抑制、再資源、再利用ということで国際的な動きに合わせて、廃棄物をもともとから減らす、それから再使用する、再利用していくという流れを受けて、法制度もそういうふうに片一方でなっているんですよ。

ところが現実には各市町村は、その処理に非常に大きな多額な費用と、それから処理施設の建設に際して立地上の困難を背負ってしまっていて、非常に難しいところに来ています。

この流れに対して、前の厚生省で、今は環境省に所管が移っているはずですが、一般廃棄物を中心にして焼却の高度化ということをやっているのです。高度処理をします。広域的に集める。広域的な処理施設を、小さな焼却炉をつくってダイオキシン発生をさせるのではなくて、大型の24時間連続の焼却炉をつ

くってやりなさいと。そうすれば国の補助は、このようにしますということですが、最初は一日300トン焼却なんて非常に大きかったのですが、今は100トンあるいは100トン未満でも認めるといふうにはなっているのですが、この片一方ではそれをやるということによって、各市町村はそれを使わざるを得ないといふか、それに沿ってやっていくといふ、それで各地でいろいろ問題を起こしているのです。

これはちょっと矛盾してまして、大型の施設を広域的な規模で高温で処理するガス化溶融炉のものが各地で事故も起こしているんですが、そういうものをつくっていくと今度は発生抑制したり減量化するというのが非常に困難になってきて、その施設を維持するために、またいろいろなものを投入しなければいけない。それで一般廃棄物も、産業廃棄物も一緒に処理していこうとか、いふうなかたちになって、今、日本の廃棄物の処理行政はかなり混乱しています。

それに対する見方もいろいろありますが、従ってそういう中で、この温暖化の問題の中からどういうことをうたったらいいのかというのは、なかなかそこに切り込んでいくのは難しいので、最終的にはこういうことでいいとならざるを得ないというような感じはしています。

しかし少なくとも、できるだけ元々のところから発生抑制、再使用、再生利用のところから風上から風下までという、よく上流から下流までと言いますが、製造部門、流通部門から全体としていふうにならないと、結局市町村、住民のところまで焼却する、埋め立てするということを繰り返してしまう。

そうすると、国際的にも非常に遅れたことになって、何でもかんでも燃やすと。そのうちその施設を維持するためには、生ごみだって燃やしたっていいじゃないかというように、せつかく生ごみの堆肥(たいひ)化などを行っているところにも、そうやって降り掛かってしまう傾向があるのです。

その点からするとできるだけこれからは廃棄物の焼却なり、埋め立てからを脱していくといふか、そういう発想を入れていかないと、県のこのことをやりながら実際のところではどんどん焼却炉をつくってやっているという自体が進むと、非常にちぐはぐな対応策を県と市町村がやっているということになってしまう問題があります。

高木委員長

それは分かるよ。そこまでは全部分かりますが、対応措置案として我々は今どうしたらいいかというご意見なのか、まだ分からない。

川妻委員

ほんとは廃棄物は、この趣旨からするとできるだけ燃やさない、埋め立てしない方向へのために、こういう方向へいくのだということを入れなければいけないのですが、それをあえて入れると現実的にはどんどんそれを処理しているもので、非常に矛盾にぶち当たってしまうところなんです。

ちょっと、今のところは「いふうにしる」という提案まで熟してないもので、私の意見としては問題を皆さんにご理解いただくということにとどめざるを得ないのです。これは、いふうのことをやっていけばいいということではなくて、自体は非常に問題を抱えながら進行しているということです。

高木委員長

はい。取りあえず検討状況としては、これはで残っていくものだと思うので、もしもっと適切な表現ないしは、いふうのことを入れることによって、かなり前向きな方向性が付けられよといふことがあるならば、にさえしておけば残りますので、時間があるので是非それを検討していただいて。

黒沼委員

主語を入れたほうがいいの。

高木委員長

いや、はい。

橋爪委員

川妻先生にお聞きしたいのですが、廃棄物についてはいろいろな問題があると思うので、たぶんこの場ではもうこれ以上議論しないというふうに私はしたいと思うんです。というのは、議論をすればするほどいろいろなことをやっていかなければいけません。やはりこれは別のところで、長野県全体でも廃棄物についてはいろいろ検討していると思いますので、ここを議論し始めてしまうと、これだけでも今日いっぱいかかってできない話になってしまうので、いずれにしろこういう方向としてはこういう方向だし、いろいろな考え方が現状としてはたぶん皆さん認識は同じだと思います。これを一步踏み込むと、ちょっと議論がいろいろになってしまうと思いますので、そういうふうにしたほうがいいと思います。

高木委員長

私も、今ここでこれ以上この廃棄物のことを話すつもりはあまりなくて、今、申し上げたのは県のほかの条例等もあるので、取りあえず今このままにしておいて進めたいと。もし川妻委員さんが、何らかの適切なものがあって、この部分をこういうふうに変えるともっといいのがあるよというのが出てきたときには、それを最終的な案をつくる前にいただくことによって、検討することはできますよという意味で申し上げました。

ということで、この廃棄物のところに関しては上のほうは でいいと。グリーンコンシューマーの話ですが、グリーン購入を促進するというのは、非常にシンプルなことになっていますが、方向性としてはグリーン購入が何なのかという提議が実はすごく難しく、たぶんいろいろな考え方があって、グリーン購入を促進するという言葉でいいのかどうかは何とも言えませんが、当然努力義務でなきゃという以上には踏み込めないところではあります。

ここに関しては、どうでしょうか。

橋爪委員

こちら辺はもうちょっと一步踏み込んで、グリーン購入を促進するための情報を、どういうところが持っているのか。例えば温暖化防止センターが、グリーン購入に関する情報を持つとか、ひとつの何か少しやはりそういうようなところ、いろいろなNGOでグリーン商店街だとか、いろいろな情報を持っているのですが、それをもう少し行政が、我々が進めるためにバックアップするような仕組みをつくるのが重要じゃないかなと。購入するのですが、何かもう少し付け加えるという、そういう組織をつくったほうがいいんじゃないかと思えますけどね。

高木委員長

今のご意見は消費者としてはグリーン購入を促進するでいいけれども、それをバックアップするものを、何らかの対応措置の中に入れたい。場所としてはセンターがいいのか、あるいは県でもいいし、そういうバックアップ態勢もこの中に入れたいということですので、それでよろしいでしょうか。

細かい言葉について、今ここで議論していると大変なので。

川妻委員

グリーン購入を促進するために、これこれのことをやるとかっていう、そういうふうにするほうがいいと。

高木委員長 はい、はい。ということで、事務局に投げてしまって申し訳ないですが、意図は分かっていたかと思うので、県が何ができるのか、センターが何ができるのかということも検討していただいて、これまでセンターはたぶんグリーン購入ということに関してはあまり。そう言っているのかどうか、どうですか。

橋爪委員 温暖化防止活動推進センターになっている環境保全協会は、かなりNGOとかグリーン商店街とか、いろいろな情報を持っています。そういうようなところ、ちょうど温暖化防止活動推進センターがそんなようなかたちであるので、各地のNGOとの交流もそこを介してやっていますので、ちょうどいいのではないかなと私は思いますけれども。

高木委員長 はい、そうですね。センターというのであれば、環境保全協会といえは、確かにやっていらっしゃるので、そういうようなかたちで具体的な組織の名前がここに入るのか入らないのかは別にして、そういうバックアップをするんだよということ条例の中で入れていくということをお願いいたします。

岡本委員 ひとつ簡単な。

高木委員長 はい。

岡本委員 県民計画のときにやはり、3Rとか4Rとか、いわゆるちまたで公認された言葉なので、今の話と同じですがグリーン購入と違って言葉としてある程度定着していますが、ただその中身についてどうなんだろうということ苦しい覚えがありますけれども、県民計画のタイトルは使い捨て社会からの脱却という言葉を採用にしたんですね。
やはりグリーン購入を促進する、あるいは上の項目についてもそうなんだけど、何のためにそうするのかということの大きな意思表示として、使い捨て社会からの脱却を進めるためとか何とか、そういう言葉が入ったほうがいいんじゃないのかなと思います。

高木委員長 はい。そういう意見が出ておりますので、具体的な対応措置案の中に使い捨て社会からの脱却という言葉が、うまく入るかどうかも含めて検討をお願いいたします。
続いて支援・助成に関することというのは15ページで、対応措置(案)としては、「県は、市町村・事業者・県民等の連携により地球温暖化の防止について協働して取り組む」というような言葉を入れていこうというようなことです。これに関してはいかがですか。

川妻委員 今のところじゃなくて。

諏訪委員 支援に関してですね。市町村じゃなくて。

高木委員長 もう1個ですか、飛ばしちゃった。どこですか。

川妻委員 この資料1でいえば、1つ手前の欄。

高木委員長 ありますね、確かに。15ページの意見242のところですね。NGOの助成というところからきている話です。すみません、ではそちらについて、これは「県は」という意味。「地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他経済的措置に関する調査・研究を行うものとする」これは、「県は」という。

黒沼委員 そうですよ。

川妻委員 そうですね。

高木委員長 そうだよ。調査研究を行うというようなことになっているので。

事務局 委員長さん、すみません。今の項目につきましては、前回お配りした資料3の4ページに、網掛けの部分が載っています。資料3の4ページの税金関係のときに、いったんこの議論をしていただいたかと思うのですが、4ページに網掛けで調査研究を行うものとするということが載ってしまっていて、以降同じような内容のものについては、この中に含めて、この表現で条例の中に入れていきたいということでご提案したものです。

高木委員長 そうですね。確かに、そういう話をしましたよね。

諏訪委員 諏訪です。
そうすると今日例えば配布資料の中で、条例に財政上措置を記述することと、いろいろ例を出していただいているのですが、このように大きく財政措置を載せていくのはまた別に、個別の対応措置としてこの項目を考えていくという、そういう分け方だと考えてもいいですか。

高木委員長 いや、大項目みたいな形で、対応措置の細かいのが入る前に財政的なものとかも、調査研究をちゃんとしていくと先にうたってから対応措置に入っていくという、そこの中に入るからという意味です。そうですね。

事務局 はい。

高木委員長 はい、だったらよろしいですね。

諏訪委員 はい。

高木委員長 では、この支援・助成に関することで、私が先ほど落としてしまったものに関してはどういうマークを付ければいいのか分かりませんが、こととしてはバツでもいいけど、大項目のところにもっと格上げになって入っているのだという認識でいきたいと思います。

諏訪委員 ここはバツでいいんですか。

高木委員長 上に入っているから、ここにはもう入らない。

事務局 上は、この資料1につきましては、ここでもうまとめて一括して支援・助成

に関することは、こういう文言で入れたいということで入っています。

高木委員長

ああ、そういう意味で。

事務局

それでそちらのものを同じ文言だったら集約して1カ所ここに入れさせていただいたという。

高木委員長

では対応措置として、その他として「温暖化対策を効果的に」という言葉が入ってくるという意味ですか。

川妻委員

こちら辺ちょっと。今検討しているのは、具体的な対応策を個別に1個1個をやっているんですね。これは非常に網羅的というか包括的なところですね。だからこれはこのところに入るというよりも、条例の中のどこかの前提というか、あるいは課題というか、そういうひとつの情報として入るべき事柄じゃないかと思います。

研究開発を調査していくというのは、重要事項なのでこれはこれだけでとどまるわけではないのでね。個別の対応策の中に1項目に入るべき事柄ではないと思います。だからそういうつもりで、ここで一応残しておくというので扱いとしてはいいと思います。

事務局

前のときに4ページに書いてあって、ここは後ろにあるのでまとめてここにある、ということでご理解いただきたいと。

川妻委員

まとめた。一応まとめた。落とさないでまとめた。

事務局

先ほど委員長さんがまとめられたように、大きな項目でどんと入るのだけれど、資料1でここに入っておりますので。

川妻委員

ああ、そういうこと。

高木委員長

はい。

諏訪委員

今のでよく理解できましたが、そうすると川妻委員からの意見なども集約いたしますと、助成をしていく、それはそれで生きていくと。プラスかどうかわかりませんが、この財政措置とか検討というのは網羅的だから、もう少し支援助成に対するスペシフィックな項目を議論していく必要があるという、そういう認識でよろしいでしょうか。

高木委員長

なるほどね。下手をすると、支援・助成に関することということが、もっと大きい項目に吸い取られてしまって、何か一見外から見えなくなる危険性があるから、そこははっきりと残したいというご意見でよろしいですか。

諏訪委員

私自身も結論は見えていませんが、もちろんここで言われている対応措置としての調査研究を行うという、これを残していくのは別に私としてはやぶさかではありませんが、ほかのもっと個別具体的な支援・助成というものが見えるような条例づくりをしていく必要があるのか考えていくしかない。

高木委員長	<p>それはそうですね。だから大きな項目として、「調査研究を行うものとする」で終わってしまうと、具体的に例えばNGOなんかに対する支援・助成みたいなことが見えてこなくなってしまうので、それをどこかで要するに入れるようにしてほしいという意見ですね。</p> <p>それはよろしいですね。はい、ではその他のところでいいとは思いますが、NGOだけじゃなくても市町村に対して、市町村に対して支援・助成というのはちょっと変かもしれないけど、支援・助成が必要なところに対しては支援・助成をするし、協働作業が必要なところに対しては協働作業するというような形で、県だけがやるのではなくて、いろいろなところと連携しながらやっていこうよというものが、その他のところに入ってほしいと。</p>
川妻委員	<p>はい。そのときに、ここにもNGO助成と書いてありますけれども、NGOやNPOや市民団体なり、そういう具体的な文言を入れたほうが、一般住民としてはこの問題について我々がやっていくところに対する支援もあり、情報提供もありで一緒にやっていくというのが見えてくると思うので、そういうのを全部入れたらどうかと思います。表現としては。</p>
高木委員長	<p>うまく入るかどうかわかりません。地域協議会というようなものも、当然そうなる対象になってくるはずだし、どういう言葉が適切なのか、1つ1つ入れると網羅できていない部分もあるので、ちょっとそれは具体的な文章としては検討していただくということで。</p>
諏訪委員	<p>ちょっと、すみません。</p>
高木委員長	<p>はい。</p>
諏訪委員	<p>文章上の問題かもしれませんが、ここでは調査研究を行うものとするというふうになっていて、そこで終わってしまいそうなニュアンスを感じるんですね。</p> <p>操作研究はいろいろな、国の機関なども行ってそこからまったく調査研究した結果がすぐに生きてこないという、そういう怖さがあるものですから、調査研究を行い、政策を実施するとか、国語の問題になってしまうかもしれませんが、そういう方向性を明確にしていきたいというふうに考えております。</p>
高木委員長	<p>今のご発言からしても異論はたぶんないはずで、調査研究はしましたけど何もしませんということはありませんけど、そこをちゃんと歌ったかたちのものにしたいという意見です。議事録に残りますので、それを実際の文章が出てきたときに、チェックをもう一度皆さんでしていただくということで進めさせていただきます。</p> <p>その他の項目に関しては、今言ったようなことでずっとまとめてしまってよろしいですか。</p>
宮本委員	<p>宮本です。</p> <p>その他の推進体制に関するのと、市町村に関するところという項目がありますが、そこに地球温暖化防止推進委員の枠がありまして、それと今、長野県では地球温暖化防止活動推進センターがあるわけですが、それがぼやけてしまっ</p>

ているような気がするんです。

だから今、実際に推進委員の活動といいましても、市町村とは連携は取れていない、それから温暖化防止センターも何をやっているのか一般の方はよく分からないということで、やはりきちんと名前を挙げて、何々はこんなことをやっていくということ、きちんとうたっていたいただいたほうがいいと思います。

それで市町村はただ一定数の推進委員を確保するのではなくて、何か連携を取る。協働とは書いてありますが、きちんと推進委員を活用するというような文言を入れていただいたり、それから広報啓発に関する事で推進センターが載っていますが、推進センターは何をするというような役割を明確にさせていただいたほうが分かりやすいし、活動しやすいと思います。

諏訪委員

私もそう思います。

今の宮本委員の、役割を明確にという意見に大変賛同いたします。「役割を明確に」に関しましては、ひとつ確認なのですが、前回の検討資料3の最後のページ16ページ、その他の部分の一番初めの項目について県民計画について役割を明確にして、実施主体の特定を多くして、また第三者機関による評価なども行っていくというようなことが、前回で共通認識として、これは網掛けでとして残っていくようなそういう認識だと思ったのですが、今日の資料1にはこちらが載っておりませんけれども、これはあまりにも大項目だから載っていないのか、ちょっとどうしたのか確認させていただきたいのですが。

高木委員長

たぶん県民計画のお話に関しましては、県民計画イコール条例ではないので県民計画をベースにした条例ではあるけれども、県民計画イコール条例ではないので、この条例の中で県民計画を例えば3年ごとに見直すという言葉は入れないで、県民計画の中でそれはやっていっていただくというようなことになったのではないのでしょうか。

諏訪委員

いえ、私としては、

高木委員長

違いますか。

諏訪委員

はい。これは条例の大骨子として第1回目から議論されていて、残るべきなのがいつも落ちこちて出てくるという項目で、これがあるから割と安心して議論ができていのに、いつもいつも落ちて出てくるんですね。それはあまりにも大きい項目だから、全体的な回し方だから、ちょっと意識から落ちやすいのかなという気もするのですが、これほど大骨子でありまして、県民計画の実施ということだけではないんですが、政策に関してそれを回す、マークをきちんとしていきましょう、役割を特定していきましょうということですので、これは恐らく条例の目的理念、それから定義の次ぐらいに来ても構わないものだと思います。

川妻委員

実効性の確保というか、担保というか、そういう性質だね。

今のようなことは、今やっているのはさっき言ったように具体的な対応策を個別にやっているの、条例の骨子全体をもう一度議論するんですね。次のときには確かそういう。それには理念があったり、項目の大項目、小項目の筋立ては、全体としてどういう構成になっているのかというのを検討するので、その柱になるんですね。

諏訪委員 おっしゃるとおりだと思います。柱になるものだと思います。柱になるものだからとって、脇へ置いておくと忘れられてしまうので。

高木委員長 分かりました。今やっているのが対応措置という、細かいところを非常にやっていて、とかくおっしゃるように大事なところがぼんと抜けてしまうかもしれないので、条例そのものが県民計画をベースにしてやるんだよというようなことを、しっかりちゃんとうたうという。

諏訪委員 うたって、実施主体をちゃんとしたいなという。

高木委員長 はい。そういう部分を皆さんで忘れずに、この対応措置の中だけではなくていいわけで、もっと上のところに入るべき項目だと思うので、それを入れるということではよろしいですか。

諏訪委員 はい。具体的に申し上げますと、前回資料3の意見項目236を、恐らくその他の部分で構いませんので、対応措置として残していただいて、付けしていただく。そしてそういうことにすることによって、意識から抜け落ちないだろうし、ということをお願いしたいと思います。

高木委員長 嚴重だな。その他の中に入れておいて。

宮本委員 すみません、宮本です。付け加えて、条例は完璧なものをつくらうと思わないで、見直していくという文言を入れていただいて、期限が限られていますので、あまり欲張るとぼけてしまうと思います。

高木委員長 はい。条例を一般的につくるときに、見直しというのが条例の中に入るということはあるんですか。

木曾課長 計画の中では、そういう見直しというのはありますけど、条例はやはり、シチュエーション的には必ず条例は変えていくものなので、それ自体の中に前もってうたっていてしまうというのは、あまり見たことがないですね。

高木委員長 では、県民計画をちゃんと実行するために、この条例があるんだよということが書いてあれば、逆に言うと県民計画の見直しが行われたときには、条例のいろいろな項目が必要に応じて見直しが入るといふうなことにもつながっているわけですね。

木曾課長 この時点で、見直しが必要になってくれば。

高木委員長 必要になればということですね。

宮本委員 すみません。京都市の条例には、見直しを行いますという項目があります。

木曾課長 ええ、入ってますね。

宮本委員 それで、思いました。

木曾課長 長野県としての条例の枠組みの中ではあまり、見直しを前提にしてつくっていく時点で条例を想定していくというのはあまりないです。

高木委員長 どうでしょうか。要するに、見直しという言葉ですが、見直さないということとはあり得ないと思うんです。県民計画を見直したときには、見直しが必要に応じて入ってくるということで担保できていけば。
分からないのは、見直しという言葉を入れるが故に、要するに私としては通りにくくなるのはいやだなというのが若干するんですが。

木曾課長 見直しというのを前提に条例をやった場合に、今それは完璧じゃないんだということを前提にいつてしまうような部分が見えやしないかということです。その時点は、もう最善のものをつくって、当然時代に合わせて変えていくというのは、条例なり取り決め事の基本にあるというふうな考え方で。長野県の条例の中では、あまり見ないです。あまりというか、見えないです。

黒沼委員 すみません、黒沼です。
この財源をどうするかというところで、近々にアイデアだとか条例の中に盛り込められないだろうと予測されますよね。そうすると、やはりこの全貌(ぜんぼう)を見渡すと、これがほんとに実行不可欠なものになるためには、非常に重要な財源をどうやって担保するか、どうやって確保するかということが、重要なテーマになるのではないかと思います。

ところが、今は近々にそういうことができないということになると、そのところの可能性として研究し、そして政策をまた実現するために財源を具体的にどうするかという、そういうことを入れるような条例になっていかなければいけないと私は思います。

そういうことからすると、宮本さんがおっしゃられるように「見直す」という文言を入れておくと、財源の具体的なアイデア、具体的にこうしようということが実際に可能になったときに、すぐ入れられるようにしておくことが必要なんじゃないかと私は思いますが、いかがですか。

高木委員長 どちらの意見も納得できてしまうところで。はい、どうぞ。

岡本委員 前回のとき、高木委員長の方から2月(議会までの)のスケジュールのことにしてお話があって、2月に積み残したことは次の議会のときに追加的に出してもいいのかというふうなことで、ちょっと事務局とのやりとりがあったと思います。それを特に6月とかというのではなくて、よくするためにはいつでも追加的に条例を、「見直す」という言葉ではなくて、なんと言ったらいいか、追加をしてより分厚いものにしていくというふうな意味合いかな。そのことに関しては、どういってお答えでしたっけ。あまり例がないというお話だったでしょうか、事務局としては、「いや、2月でとにかくまとめてほしい」というような形だったのかな。

高木委員長 パート1、パート2みたいな出し方はしたくないということで、2月に出すのが前提だけど、もしどうしてもそこに間に合わない場合には、次のということもないわけではないというお返事でしたよね。

橋爪委員

基本的に、見直さなくて済めば結構なのですが、たぶん私は見直さなければいけなくなると思います。これを1年毎にやるのか、2年毎にやるのか、3年毎のやるのか、たぶん1年ごとにやったのではちょっとまだ効果が出ないとか、効果が確認できないとか、これだけでやっていたのでは削減できないということ、ある期間がほしいなと思います。

例えば、いろいろの関係対策を入れるにしても、3年後には見直すとか5年後に見直して、さらによりいいものにしていくのだとか、1年毎に見直すということちょっと節操がないかなという感じがするので、もう少し間隔をおいてという感じで、やはり確認をして、さらに良くするためだとか、何か少し結果が見えてきたところだとか、そういう形でやったらどうかと思います。

例えば3年毎に見直して、よりその効果を上げるような項目を入れていくのだとか、そういうことでもいいと思いますし、何にも結果が出ないうちに見直すということ不信感を招いてしまうので、何か少し結果が出たところで見直すような。例えば家電リサイクル法は5年で見直すとか、そういうような話で出ているのは、これはやはり何か問題が、当初目的としたことが達成できなければ、それに対することを付け加えていくというようなことだと思えます。より実効性のあるものに変えていくために3年毎に見直すとか、そういうことでどうかなと思います。

高木委員長

どちらかという、だんだん見直しという言葉を入れたいという方が多くなってきているようにも感じます。

県民計画をどうするのだという言葉、たぶん入れるということでコンセンスを得ているので、県民計画の見直しを受けて必要な措置を取るといような言い方をして、見直しという言葉避けるという手段もあるかもしれませんが、はっきりと例えば3年なら3年毎に見直すのだという言葉をやってしまうという手もあります。

いつも焦っていますが、今日もだんだん焦り始めていまして、その具体的な言葉に関して、それからどこに入れるかに関しては、ちょっと事務局に投げて、県民計画との関係で、それがどこに入るかとかということによっても、だいぶ印象が変わってきますので、それを待ってからでもよろしいですか。

橋爪委員

いいですか。

高木委員長

橋爪さん。

橋爪委員

先ほどの項目意見の236番に該当する、年度毎の詳細目標の設定、実施、公表だとかいろいろの中で、確認をしていくという施策について、追加強化するという、私はここと関係が非常にある形で記述すべきじゃないかなと思っております。ここの項目と合わせた形でやるべきではないかなと思います。

高木委員長

よろしいですか。

川妻委員

ここの項目ってどの項目ですか。

高木委員長

236。

高木委員長

県民計画の進行状況をチェックして、必要が生じたときには県民計画の変更

及び条例の変更も十分やっていくよというような言葉が入れば、それでいいよ
うな気もしますし、という意見もあるし、もっとちゃんと見直すんだというこ
とを、最初からこの条例の中に入れておいた方がいいという意見もあるし、ど
っちも納得できてしまうのだらうと思います。

さっきから、皆さんの方向を見ていると、どうしてもこっちがなければとい
うものではないみたいなので、具体的な言葉が出てきた段階で、やっぱりどう
しようというようなことを検討する場はありますので、その場にさせていただ
いてよろしいですか。

岡本委員

今、橋爪さんがまとめられた形で異議がなければいいんじゃないですか。違
いますか。

高木委員長

よろしいですか。

全 員

はい。

高木委員長

そうですか。では要するに県民計画との関係で、必要な措置を取るみたい
な言い方でも、要するに見直しという言葉に特にはこだわらないということのよ
うなので、うまい言葉をつくっていただいて示していただければと思いますの
で、よろしくをお願いします。

それで、頭に戻ってよろしいですか。1ページ目です。

諏訪委員

広報啓発に務めることは。

高木委員長

広報啓発に努めることに関しては。

岡本委員

簡単に。

高木委員長

はい。

岡本委員

ごめんなさいね、1個だけ最後に。市町村に関するところで。

高木委員長

市町村の方ね。

岡本委員

先ほど資料2の1ページの右下のところ、地方自治体については「地球温
暖化対策の推進に関する法律」第21条に基づいてというところで、ちょっと議
論がありましたね。それは自然エネルギー購入のことで出たのだと思います。
これはたぶん環境省からの法律21条に基づいてということなので、各市町村ご
とにそういうプログラムをつくっているのですが、そのところでそれぞれに非
常にばらつきがあるのが現状だと思うんです。

それで、今日欠席されているのですが、牧内さんの意見の中で県が統一した
排出量把握方式が存在しない現実からして、市町村を義務で縛るのは無理だか
ら、それより市町村の一步でも前向きな取り組みを、財政的に支援していって
ほしいという意見が、この前添付されていたと思います。

それと市町村といったときに、長野市とわが東信地区の北佐久郡の山の方と
かというのともずいぶん落差もあることだし、それぞれが温暖化防止に関して、
さっき宮本さんから推進委員の市町村担当者というレベルでお話がありま

したけれども、前もそういう会議のときに、山へ行けば行くほど僕らとしては地球温暖化の専門の担当者がほしいと思うのだけれども、それだけスタッフの余裕がないところだとか、部署が換わったからお役後免になったよといって、せいせいと言ってのける人とかいろいろあるわけです。

だからそれぞれの地域毎に、例えば僕がこの前どこかに書いたのはそういう意味だったのですが、この15ページの下から3項目めの237番のところ、ちょっと意味がよく分からなかったと思うのですが、市町村に対して温暖化防止計画をつくってもらおうということに関して、さっきの21条に基づいてばらついたものというものの他に、県民計画との関連性とかも意識して、ただ事務的に負担をかけるというのが現実的に無理だと思います。

そうするとやりたくないものを書かされた人達というのは、書くだけで精いっぱいやれやれになってしまうから、そういう意味で例えば山村の町村のようなところは、ほんとに山村を維持していただくだけでも温暖化防止に貢献しているのだというふうな意味でエールを送ると。そこへ行って、またあれをやれ、これをつけると言っても、財政的に無理なところもあるだろうし、だから一番基本的なことは地域で自給自足ができているところはもう二重丸だよというふうな評価の仕方も、どこかに入れておいてほしいと思います。

そういう中で市町村とうまく連携していく、あるいはその中で県民計画で自分たちができるものをピックアップして出してもらって、それを支援していくというふうな、なんといいか現場の顔が見えていると、どうしても言葉で縛って事がうまくいくのかというふうなところが、どうも疑問に思いますので、少し工夫がいるかなと思います。

高木委員長

具体的な措置としてどういうふうにする。おっしゃっていることはよく分かります。

岡本委員

ここにちょっと書いてあるエネルギー費の削減とか、間伐面積の拡大とか、荒廃農地の減少というのを、一番分かりやすいのは温暖化防止といってCO₂に換算してきちっとした何かを出しなさいとなると、どこかで分からなくなってしまって、コンサルに投げってしまうとか、何かの資料をそのまま持ってきてただ書いておくということになるのだけど、これはたぶん21条の方でつくっている中でできていると思います。

自分の町のガソリン代を何年までに何パーセント削減するとか、ごみを何パーセント減量するとかというふうなことが、21条に基づいてできていると思うのですが、そういうものを計数化してそれをもとに評価できるような仕組みをつくってあげればいいのかと思うんです。

それで畑の面積やなんか、森林の間伐状態が進んでいるようなところは、それがポイントして高く評価されるようなことも。非常に簡単な方法でいいのだけれど、そういう中で町村部もやる気が出てくるというのか、うまい連携ができる。「そんなことを言われたって」というふうにならないように、工夫が必要かなということです。

高木委員長

おっしゃることはよく分かるんです。要するに条例の中で、どういうふうにするかいいのかなというのが、ちょっと私には分かっていないので、どうしましょうか。言葉として確かに、この連携により地球温暖化の防止について協働して取り組むという言葉では不十分な部分があるのは分かるので、今、適切なこういう言葉を入れてほしいというのがあれば言っていただくとして、今、岡

本委員がおっしゃったことに関しては、当然大事な話ではあるので。

岡本委員 例えば、市町村ごとの実情に照らしてとか、そんなようなことが入れば。

高木委員長 そういう言葉をいれることによって、だいぶ違うわけね。

岡本委員 はい。

高木委員長 それをぜひ事務局のほうで考えていただいて、具体的な対応措置（案）をつくるときに、今言った意見をちょっと頭に入れておいてください。

木曾課長 県下の実行計画とか地域計画の現状ですけど、実行計画を策定しているのが16年度末で19市町村ですね。それから地域計画といって長野県県民計画と同じようなものをつくっているのが、飯田市さん1つだけという状況なので、法に基づいたその辺の計画自体を、やはりうちのほうから策定するよにということと働き掛けなければいけない状況は現状でも同じですので、条例でまたバックアップできればさらにということです。ただ法律に定めているといっても、まだそんな状態ですから。現状はそんなところですよ。

高木委員長 はい。

橋爪委員 国で出している京都議定書目標達成計画の中に、市町村だとか県の中にちょっとうまいことが書いてありますので、それも参考にしてもらいたいと思います。「地域の自然的、社会的条件を分析して、市としてうんぬん」とかね、そんなようなことを書いてあるんです。いずれにしろそんな文言になるかと思えますし、この中にやはり地球温暖化対策地域協議会と協働してできる、そこら辺のところ主体にしているのではないのでしょうか。

高木委員長 要は押し付けるんじゃないで、支援をする形にしたりということと、何でもかんでもやればいいでしょという状態にたくないという意見は、皆さんいいですよ。

諏訪委員 そうですね。

高木委員長 はい、どうぞ。

黒沼委員 たまたま私も中山間地の村に出入りしていますが、アスベストだとか公害だとか、命・人命にかかわるようなところは即座に対応していますが、やはり地球温暖化防止の政策作りについてはなかなか取り組みにくいようです。

そこでやはり県がイニシアチブを取って、情報やあるいはお互い市町村の実情を把握しながら、アドバイスをするという、実はそこを大変求めているのではないかと思われる節も多々あるんです。

そういう意識啓発活動が非常に痛感するのですが、ただこのところは規制だけではなくて、事実即してそこで非常に困っているところをどれだけ共有して、具体的な施策をつくるようにしていくかという、そういうところにかかっていると思います。

市町村から、急に広報啓発に入ってしまったって申し訳ないんですが、「県は」

というような主語を入れて、実は県のイニシアチブというのか、そのところをはっきり持っている情報を提供し、共有するところを、やはり明確にするために対応措置のところ、「県は温暖化防止に関する活動を行う意欲を増進したり」という、そのところに主語を入れたらどうかというふうに提案したいと思います。

高木委員長

はい。

黒沼委員

ごめんなさい、次のところへ行っちゃって。

高木委員長

市町村との関係に関してはさっき言ったように、何でもかんでも義務化するというような意思で、我々は言っているのではないということをご理解していただいて、文章をつくっていただくと。

それから、広報啓発に関することは、主語が入っていないので、たぶん「県はセンターと協働して」みたいなことになるのでしょうか。それでイニシアチブを取るの、その県およびセンターなんだよということ、そこにに入れてほしいというようなご意見です。それはよろしいですね。はい。

宮本委員

一言、言わせていただきます、すみません。宮本です。

先ほど岡本さんもおっしゃっていましたが、市町村で担当が変わるとまったく知らない方が来られるということで、市町村に関することでもいいんですが、広報啓発に関する部署でもいいんですが、職員は必ず研修を受けていただきたいなと思います。

皆さん、勉強されていらっしゃるかどうかということも、興味がある方とか、その部署に来た方は勉強されると思うのですが、やはり行政職に就かれた方はどこかでそういうことを訴えたらいいなと思います。

高木委員長

どうでしょうか。おっしゃることはよく分かるし、それはぜひそうしたいけど、それをまともにここの中に入れてしまうと、ものすごく市町村から、要するに市町村の職員に対して県が「こうしなさい」という義務付けを課すというのは、条例としては難しくないですか。

宮本委員

受けることを勧めるとか。

高木委員長

だからその言葉も含めた意味での温暖化の防止について、協働して取り組むみたいなことで条例の中は済ませておいて、具体的なもうちょっと細かいものをつくる時に、市町村職員に対して地球温暖化の現状などについて研修会を開催、すべての市町村で開催するみたいなことを入れていくというようなことをした方がいいような気が私はするんですが。

宮本委員

それからもうひとつ。ごめんなさい、いいですか。申し訳ありません。

何か表彰というか顕彰制度、何度も出てきているのですが、いいものはいいいということで数字ではなく、シールでも、前に橋爪さんがおっしゃったポスターでも、何かいいことをした人には何か形に残るものが出るような文言をどこかに入れていただければいいかなと思います。

高木委員長

その話は、これまで何回も出ていながら、具体的な対応措置（案）の中には

どこにも入っていない項目なんですね。ですから、じゃあその他のところで表彰に関することみたいなことを入れて、積極的な活動をしている事業者、市町村、県民に対して、その名前を公表したり、表彰を顕彰するような制度を何か考えるんだよという言葉を入れておくと、それでよろしいですね。

宮本委員

はい。

高木委員長

それはいいですよ。何回も出ても、抜けている言葉なので具体的なのがどうなのがいいのかは今後の検討になりますが、ではそれに対応させていただきます。あとは、何でしたっけ。

黒沼委員

研修の義務化。もういいです、もう。

高木委員長

もういいですか。

黒沼委員

研修の義務化というのは、それは私はふさわしくないと思います。やっぱり研修は自発的な意思でやるということで、やはり市町村としては反発をされるのではないのでしょうか。協働という形は、非常にいい表現だと私は思いました。

高木委員長

よろしいですか。はい。これでようやく頭に戻れる。さっきから戻りたくてしょうがないんですが。

これから、もめそうだからということで、取っておいたものが入ってきて、さらに前回の付いているものも一通り見なければいけないということをご理解いただいて、だけど、少し休みますか。今日は、何時までですか。

橋爪委員

4時半。

高木委員長

4時半。あとは、あとはいらっしゃらない。一応4時半までにはメインの部分はどうしても終わらせるというようなことで、もう突っ走りますか、それとも休みますか。

宮本委員

少し休みたいです。

川妻委員

ちょっと休憩を。

高木委員長

では3時まで休憩をして10分休んで、またリフレッシュしてということで始めたいと思いますが、お願いします。

(休憩)

高木委員長

それでは再開させていただきます。

ようやく1ページ目、前回資料の1ページ目に戻らせていただきます。ここに関しては、委員意見のところを見ていただければ分かりますが、産業部門と協定を結んで、要するに一定以上の事業者に対して排出量の算定、公表、削減計画の策定等を課すということに対しては、そんなに意見の相違はないだろうと思います。

ただ一定以上の削減をするのだという、削減計画というものの中に一定以上

の削減の目標値みたいなものを設定するのかもしれないのかみたいな話になってくると、意見が若干別れるところだろうと思います。

どうしたらよろしいのでしょうかということですが、要するに各社1社1社に対して義務化というのは難しいだろうとことであるので、ある一定の産業界に対しての、例えばこういう業界に対して、このくらい減らすというやり方なのか、長野県の産業界全体に対して、このくらいを減らすんだというようなやり方ができるのかできないのかというようなところ、具体的にはそういうことが意見が分かっているところだと思しますので、ご意見をお願いいたします。

諏訪委員

諏訪ですけれども、こちらのほうにオランダの事例を紹介しましたので、そちらを若干説明をさせていただきたいと思えます。

1社単位での義務付けというのは、国際的に見ても難しいということで、ひとつの妥協点としてオランダでは業界毎の協定という手法を取っています。要するに業界毎に、こちらのほうの協定の締結手続きという区分がありますけれども、政府の目標を提示はするんだけど、その後各産業界で独自に目標を据え達成可能性を考えて、政府と産業界が共同で合意できる目標を設定しまして、自主協定に結び付けるという方法で行っています。

よく西洋人は日本人は違うからというような文化的な話で、西洋スタイルでは合わないというような話もあるのですが、このオランダの制度というのは非常に日本的といえますか、あうんの呼吸で行われるもので、行政側が言っている目標を達成できるかどうかということ、業者側に決めてもらうというところで自主性を担保して、その担保をもとに協定という形で、そしてそれも罰則というよりは、むしろ紳士協定近いもので、お互いがあうんの呼吸でそれが達成されるという、そういうような形になっています。

橋爪委員からも、実際には難しいのではないかと。業界団体と話しても実現は不可能に近いかもというようなご指摘は受けているのですが、実際このような業界ごとの協定ということが、ほんとに不可能なのかなというのが私自身調べてみたいというか、この条例づくりを通じて確認できたらなというふうを考えております。

高木委員長

ありがとうございました。

橋爪委員

具体的にどの業界とやるのかをしないと、できないと思います。どの業界って、ちょっと我々団体と言っているのかどうか、かなり強制力的なものがある団体があるのだったらけど、オランダで具体的にどのようなところでやっているのか話をさせていただけるとありがたいのですが。

諏訪委員

具体的なこの温暖化に関する協定に関しては、私自身もう少し確認しなければいけないのですが、私がオランダの政府、交通局の方ですが、中央政府とのやりとりを見ていると、例えば交通政策に関しては政府、いわゆる日本でいうところの国土交通省みたいなところが、例えば産業界、運輸部門の特に大型トラックを有しているような業界とのコンタクトを取って、そちらの方にいろいろな情報を流して、業界側もその情報、ロジスティックを効率的に上げるだけで、かなり運輸輸送の必要性は減るんだよというようなことを政府が伝えて、それにのっとって業界側も反応して施策を実行するというか、そういうようなことをやっています。

ちょっと温暖化に関しての、業界団体の特定というところは勉強しなければ

ならないのですが、どのような形で運輸業界ですとか、製紙業界ですとか、そういった形での協定を結んでいるか、どういうふうに、経験からもして考えております。

川妻委員

この産業部門と協定を結んで目標が達成を促し実施されれば、誠に大変結構なことで、これは協定ですから県とそれぞれの産業界、業界と話し合いをして、双方が了解したところで、それを着実に実行していくというのは、大変望ましい姿だと思っております。その趣旨に賛同して。

ただ、これでそういうことを目指さなければいけないし、目指すべきだと思うし、それができればモデルになるような事柄じゃないかなと思います。ですからこういう道を開いておくということは必要で、例えば建設業でもスーパー業界でも食品でも廃棄物でも、そういう業界が趣旨賛同して、それじゃあ率先してやっていこうと。それが情報提供をたまにし合いながら、何パーセント、何年までにやるというようなことを、着実に執行していくということになれば、非常に他の産業や県民に対する影響も違うと思っております。

そういう道をぜひ開きたいという気持ちがありますが、そういう方向へ道を開いてそういうことができる、あるいはそういうことを進めるということをごくここにうたうのは賛成なのですが、これをすぐ現在の義務化というか、この辺については、さっき橋爪さんも言ったように、特定のまとまった業界ということでは、かなり時間も必要だし、相手の事情等も絡んでくるでしょうし、かなり長期的、中期的に考えないと、なかなか進まないのではないかと思います。

そのぐらいのスパンで考えるというつもりで、この問題をしないと、今度の条例に書いて、すぐその業界にどんどん働き掛けて進めるというのは、これは相当難しさが、困難が予想されることであろうし、橋爪さんが言われたように業界のひとつのまとまりというのがどの程度で、成立しているかということにも大きく関わるでしょうから、そういう道を探るといって進めるということについては私も賛成なのですが、これを着手していくというには時間がある程度、事前の取り組みが必要だという認識です。

条例の事項として、そういう文言で進める道もあるということ、何らかの形でうたうのはまずいことではなくて、むしろ非常にいいことではないかと思っております。相手のあることだから、そういうふうに思います。

諏訪委員

実現可能性について検討が必要という、川妻委員、橋爪委員の意見は理解いたします。同時にちょっと確認といたしますが、県がこれまでいろいろな業界や団体と接触してきた感触として、こういった義務化というよりは、むしろ協定をつくるという、そういう施策に対して、どのような反応が考えられるのか、ちょっと伺っておきたいのですが。

木曾課長

今までの業界との接触の中では、こういう考え方自体を投げかけてやった前例がないので、ちょっと今のところはまだ分かりません。今回のこの意見聴取ということで、業者の方々とやる中で、ご意見をいただくしかないかなという状態です。

橋爪委員

橋爪です。
少なくともここに挙げた意見聴取団体は、私は意見を聴取しても駄目だと思います。もう少しブレイクダウンした段階でないと、やっぱりできないんじゃない

ないかと。経営者協会だとか、もう少しガス協会とか、何かもう少しするとあるかもしれないんだけど、いずれにしる調査研究をするというような文言で入れておくのだったら、そういう方向じゃないかなと。

いずれにしる相手側があることですので、協力理解していただかないと、やはりできないと思いますので、ほんとにできそうかどうなのかを、具体的な業界の名前が挙がると、ちょっと我々も議論のしようがあるかなと思います。

諏訪委員

今の団体をもう少しブレイクダウンしていくという必要性は、皆さんも、私も大変賛同いたします。

ちょっと考えるのは、今の段階で調査研究、もちろんこういった段階の協力を得る施策を考えなければならないわけで、施策を考える、協力を得るためにひとつのすでに妥協案としての自主協定という案が出ているので、これからさらにもう少しトーンダウンした協力、研究協力の体制の研究というところに、こちら側がトーンダウンしてしまって、今の段階でしてしまっているのかなという。

現段階では、妥協案として自主協定というのはどうだろうと。ご協力いただけるものなのか、協力が難しいのだったらどこら辺をよくしたらいいのかというようなご相談ができるような、そういう方向性を残しておいたらいいのかなと思うんです。

橋爪委員

橋爪です。

私はこれは基本的には、今いろいろ考えたけれども挙げるべきではないんじゃないかと思っています。それは次の項目の、ある規模以上の産業、企業に、そこをやっぱりお願いをするということで、どのくらいカバーできるかというのがありますが、そうしますとその業界の話と、個別の企業の話とすれば、個々の会社、事業所の話だと、かなりはっきりとやはり責任を感じてちゃんとやってくれると思うんですが、やはりそれに注力をしてもらうということの方が、やはり効果が大きいと思っています。それが1点です。

もう1点は、これを業界に投げかけたときに、かなり強い反発がある部分もあるんじゃないかなと思います。ご存じのように温暖化ガスについて産業界は、かなりいろいろな努力、自主計画という形でいろいろやってきていると。

そういう中で、ご存じのように90年度からの伸びというのを見た場合に、産業界の伸びとほかの伸びと比べた場合に、やはりほかの伸びのほうが圧倒的に高くなってきて、産業界の努力はやっぱりしかるべき評価をすべきではないかなと。

やはり産業界が、個々の会社での自主計画というのはやっぱり尊重すべきではないかなというふうに思いますし、長野県の場合に重産業って言ったらいいか、いわゆる電気などをたくさん使う産業ってどうなんですか。あまりないかなと。製鉄だとかそういうものがないので、なかなか私は次の項目で結構その企業を挙げるところを、かなりのところを挙げるようにして、個々の企業に頑張ってもらって、その集計がどうかというのはあるような気もするのですが、産業界といろいろやったときに相手の焦点がやっぱりぼけてしまうのではないかなと。

むしろ2番目のところのあれをかなり低いところまで持ってきて、みんなで頑張ろうよという、責任の所在がはっきりして、データがはっきりするところがやっぱりいいような気がしますけどね。これは逆に言うと、個々の事業者、会社にとってきつい話だと思います。業界と協定を結ぶよりも、むしろ個々に

やった方がやっぱりきつい話のような気がするし、やっぱり実効性があるような気がしますけどね。

諏訪委員

産業界の実情についてはまだ勉強中なので、橋爪委員の意見は非常に重いものとして受け止めております。若輩者として勉強のつもりも兼ねて、ひとつ考えておきたいのが、この産業界と協定という部分は、長野では比較的どうなんでしょう。分からないので、間違えたらご指摘いただきたいのですが、やりやすいのではないかと。

つまり、重工業なども比較的少ないところで、こういった協定ということがモデル的に行われたときの、他県への波及効果を考えたときに意義があるのかどうかというのを、私自身検討したいなというふうに考えております。

高木委員長

今のご発言をずっと伺っていて、業界団体と協定を結んでというのが今、先に来ていますよね。それで次のところの事業者に対して計画をつくってもらってというのは、もうオーケーをもらっている項目ですね。その数値が幾つになるのかというのは、ちょっとまだ別ですが。

逆に言えば、事業者に対して一定以上の事業者に対してこういう計画をつくってねというのが先にあって、それを踏まえて例えばその枠に入らない事業者も当然出てくるわけですから、その事業者は業界団体には入っているわけですよ。

橋爪委員

だからその具体的な団体の名前をイメージしないと、これは議論できないと思います。従いまして先ほど川妻委員が言ったように、調査研究するという形で残すことはいいのですが、もう少しお互いに検討するという形でどうですか。

いずれにしろ、ここでは調査研究するという、そういうところがあれば、確かにモデル的にやるというのはいいと思いますし、相手にも「いいじゃないの」と、我々が相手を説得できるような、そういう団体があると、それはそれとして私は意味があると思うんです。ちょっと今思い浮かばないし、今の議論の中に出てきていないので、それはここで、そんな形にしておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

そんな形というのは、「調査・研究をする」という形にして、なくしておかないということです。

高木委員長

だから対応措置としては、要するに産業部門の各団体と協働して、温暖化防止のために、何をしたらいいのかを調査研究するというような言葉だけを取りあえず残しておいて、今後どうしようかということをやるといことですね。

橋爪委員

そういうことです。

川妻委員

それでいいと思うのですが、頭に浮かぶのは具体的なものではなくて、規模の問題だけではなくて、会社がそれぞれの職種の異なる会社がグループをつくっている場合があるでしょう。

そのグループの中で全体として、その協定を結んで、全体として何年後に減らしていくというふうな、そういう取り組みが規模とは関係なく、ひとつの、これを業界とは言わないでしょうけど、ひとつの産業部門で食品から農業から加工から何かこうひとつのグループをやっていると。そこが、全体としてこのくらい減らすんだというようなこと、そういうことになってくれば非常に望ま

しいというのにはあり得ると思うんですね。

ただそういうことも含めて、もうちょっと調査研究し道を残しておくというところでしょう。

高木委員長

そうですね。ではこの資料3の1ページ目のところに書いてある部分に関しては、今言ったように取りあえずはどういう方法が取れるのかを今後とも調べていくという、非常にあいまいな言い方をしていますが、最終的にはもちろん12月までには何とかしなければいけないのですが、そういう形で残す。一切捨てるわけではないけど、何らかの団体とのやりとりというのを、可能性を残しておくということで、具体的にどうするこうするというのは、今はなしで進めるということによろしいでしょうか。

はい、それではもうひとつどうしてもやっておかなければいけないのは、マイカー通勤のところ。3ページ目のところになるわけですが、「一定要件以上の事業所は従業員のマイカー通勤に伴う温室効果ガスの排出状況報告書、削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表する」というようなことを入れるかどうかという項目です。ご意見をお願いします。

橋爪委員

努力義務で入れることでいいんじゃないですかね。やはり現実的にはそういうところが多いということもあるし、いろいろなことはやっぱり研究していかなければいけない。通勤途上災害に対してどうだとか、やはりそういうことを検討していかなければいけないという方からすれば、義務付けというのではないのですが、そういうことを目標に進めてみましょうと、そういう方向に動きましょうよということでは、やはり大きい、ある規模以上の企業は、そういうことに向けて進めるということと、やはり行政機関もそれに対するいろいろなことについて検討していくと、合わせてそんな文言を入れながら、いわゆる従来の枠ではなくて、そういうようなこと、通勤途上災害について相乗りがやったときにはどうだとか、そういうこともやはり検討するということで、双方研究していかないと、この問題は前に進まないと思います。

そんな形で努力という形で入れていくようにして、それに伴って行政機関についてもいろいろな通勤手段等についての支援を行うような、そういうような文言を入れながら検討をして進めていく。「ともかく、やってみてくださいよ」と、もう少しは何とかできるでしょうということじゃないかなと思います。

川妻委員

はい。

高木委員長

はい、どうぞ。

川妻委員

このマイカー通勤の削減では、この間テレビが何かでやっていましたけど、会社で、歩き、あるいは徒歩を使って、あるいは駅を経由してやっても、通勤手当は出すところがあるんですね。そういうふうにして、マイカー通勤を削減して公共交通あるいは徒歩・自転車を促進すると。そのために会社も一定を負担するというところが出てきているんですね。

この趣旨というか、これをやるときに削減計画を提出させることだけが努力義務ではなくて、合わせて大事な今は言われていましたけど、やはりこれをマイカーだけに頼れば、都市はもう車であふれて非常に不便なところになっていく。それで温暖化にも支障を来すという、そういう限界にかなり近づいて非常に車社会の悪い部分が出てきているわけなので、そういうことから脱却して

いくためにも、これを進める。そうすると当然歩きか自転車か公共交通を使うということになっていかざるを得ないし、そういうことを促進するために、こういう要件で皆さんに考えていただきたいと。

そして努力して削減するものは削減する。あるいは削減するためには、こういう条件が必要なんだということを、会社の方にも出してもらいたいというふうに言って、会社の意見あるいは従業員の人たちの意向を、もっとこういう鉄道、バスのこころのところに配置をすれば、自分はわざわざ車で通勤しなくてもできるんだという、例えばそういうような意見をどんどん出して、改善策につなげていくという視点がないと、事務的にとにかく削減計画書を出せと、できるところは出せと言っているだけで、物事はちっとも前進しないと思うんです。これは事務的にやらないで、そういう大きな温暖化の防止、車社会の脱却というところにちゃんとつなげた取り組みをしていくというのが非常に大事だと思うんです。

高木委員長

はい。

橋爪委員

それと、関係団体の中に、やはり少し労働組合関係のをやっぱり入れておいて、こころのところはぜひ入れておいてもらった方がいいんじゃないかなと思いますので、ちょっとそこら辺も考慮していただきたいと思います。

黒沼委員

黒沼です。

この間も公共交通利用の利用促進というところで言ったのですが、やはり例えば松本市のノーマイカー市民会議で今、車に依存しない社会を目指して、意識の改革を目標にカーフリーデーの参加を再来年に実施するというところで進めています。これに先立ち、9月20日からヨーロッパの先進地域へ企業、行政、NPOで、一緒にヨーロッパへ視察に行くというのを、実際にやっているのです。

実際に県、市町村に新しいタイプのTDM施策を入れるというような、具体策の提言をやっぱり入れたほうがいいということを、今日あらためてまた発言させていただきます。

やはりさっき言った松本市のノーマイカーデー市民会議に加盟している30社の中で、ノーマイカー通勤を実際に月何回かやるというところは6社ほどなんです。非常に少ないと。また、この6社の人たちは、マイカー通勤削減を自分たち自らやっているが、非常に通勤手当で費がかかると。だからそれを率先してやるのには何かご褒美がほしいということを主張していらっしゃるんですね。

ご褒美ということで、市では広報で実際に企業の名前を挙げるということで、そういうことを目標として掲げているのですが、それと同時に実際に公共交通システムが出来上がる過程を見えることで政策実現できれば、企業でもマイカー通勤を自主的に広がるのではないのでしょうか。そういう意味でも、TDM施策を入れるという付帯項目を入れた方がいいんじゃないかと思います。

高木委員長

今おっしゃった部分のご意見というのは、マイカー通勤の削減のところに入れるのか、その他の項目として、例えば県が各市町村と連携してTDM施策を導入のための支援を行うみたいなことを入れるのと、妥当、どちらがいいのでしょうか。TDMというのは、必ずしもマイカー通勤だけが目的ではないんですね。マイカー通勤削減だけが目的じゃないですよ。

黒沼委員 はい、それはそうです。広がっていくために、その他のところに入れていくというふうに提案したいと思います。

高木委員長 はい。TDMもここまで話をしているので、TDMの話は前回はどこに出たんだっけ。

黒沼委員 これは事務局に預けました。

高木委員長 そうでしたっけ。

黒沼委員 はい。

高木委員長 4ページ目の一番上のところのあたりにTDMという言葉が書いてあって、要するにTDMを積極的に導入する必要があるというような言葉だったけど、それはちょっとあれなので、自動車の使用抑制や公共交通への利用転換等を行うという言い方になっているわけですが、これだけだとよく分からないから、地方自治体、県が市町村をリードしながら交通の今の在り方を変えていく方向で、要するにマイカー利用を削減して温室効果ガスの排出量を抑えるような政策を導入するための支援を行うというような言葉を、その他の中に入れて。当然それは、マイカー通勤の削減という裏返しとして、実際にマイカー通勤を今、ぼんとやめたらえらい通勤が大変だということがたくさん出てしまうわけで、それに対する支援策にもなっていくわけです。

 ということで、ではそれはよろしいですか。その他の項目に入れたいということです。

交通政策課 ちょっとすみません、交通政策課の佐藤と申しますが、現状でちょっと何点かお話しさせていただきたいと思います。

 まず、公共交通活性化協議会という組織が県にすでにございまして、これは公共交通事業者と行政しか入っていないのですが、いわゆる一般県民の皆さんは参加されていないのですが、そういった組織が県にございまして、平成17年度、今年度まだ明確に進行していないのですが、県1本でつくっている公共交通活性化協議会を分科会というものをつくると。いわゆる地方事務所というのが県にございまして、県下10カ所にございますけれども、地方事務所単位に行政と公共交通事業者のほかに、地域の住民の皆さんに参画していただいて、三者が一堂に会して公共交通の活性化を中心とした、さまざまな地域の課題について検討し、お互いの地域の中の三者のお互いのレベルのところでは解決可能な課題については、どんどん解決していこうじゃないかという組織を立ち上げるべく、なかなかうまくいなくてまだ出来上がっていないんですけど、一応そういう動きがございまして、県の方では当然地域の行政ですから、当然地域の市町村も入っていただいて、そういった公共交通活性化協議会の地域分科会というのを、県下10地区につくっていこうという動きを今しております。それが1点でございます。

 それからもう1点、こういった話を地方事務所にしていった中で出てきてはいるのですが、当然マイカー通勤の自粛あるいは抑えるというような動きは、すでにあちこちで始まっております。今、松本市さんの例もございましたが、具体的には県庁もノーマイカー通勤デーというのを、月に2回設けてやってい

るのですが、マイカー通勤を自粛するというと、どんなことが考えられるかという、例えば相乗りにするとか徒歩、自転車にするとか、それから公共交通に乗り換えるかという形になるわけですが、あるところでこのご説明をしたら、若い工場へ勤める女の子が夜遅く残業して帰ろうと思ったって電車・バスなんかないじゃないかと、何かあったらどうするんだと。中山間地域というところは、夜は暗くなってしまいうけですよね。実際に、そういったことを考えたことがあるかというような話が出てきたことも実際にあるんです。

いわゆる公共交通に乗り換えるというようなのは、公共交通事業者も当然自分たちが採算を考えながらやっている話ですし、非常に難しい面があるとは思いますが、できるだけマイカーを減らす方向で、そういう地域分科会の中でお互い協議ができればいいなとは思っています。

それからもう1点、バスの問題がございまして、現在公共交通はバスに限らず電車、バス、それからタクシーすべて軒並み利用者数が右肩下がりで下がってきています。使っていないのです。もう指標、今、具体的な数値が手元にないので比較できないのですが、10年前から比べたら利用者がほんとに少なくなっているんです。その分自動車の登録台数というのが、圧倒的に増えてきているんです。

私どもも、バスの例で申し上げると、バス路線というのはどんどん不便になっていっているんです。なぜかと言うと、誰も乗らないからなんです。乗らなくて、採算ベースに合わせるためには、料金を高くしなければいけない。あるいは本数を間引いていかなければいけない。そうするとまた不便になるから、また乗らなくなってしまうということで、どんどん悪循環が働いています。

そういった中で、民間事業者はやはり不採算の路線は撤退していきます。撤退していったところを誰がカバーするかというと、市町村が事業主体になって廃止路線の代替バスというのを運行しているのです。でも、実際そのバスが利用されているかということ、朝晩だけ。昼間は空のバスが動いている。要するに税金を投入してバスを動かして行って、何をしているかといえば、空気を運んでいるだけなんです。

そんなことで果たしていいのかと、もっと考えてほしいということで、我々は今年度から名称はちょっとあれなんです、「コモンズ交通システム支援事業」というのを立ち上げまして、まず地域の皆さんに利用をしてもらえるシステムづくりというのをしてほしいと。つまりバスの場合は、一定の定時、定路線という言い方をしていますが、決まった路線を決まったところの停留所しか止まらないわけです。その停留所まで行くのに、中山間地の皆さんは大変なのです。

少子高齢化が進む中で、若い衆は車で会社へ出掛けていってしまって、じいちゃん、ばあちゃん足がない。でも病院へ行かなければいけない。でもバス停までは遠い。そういったことが実態としてあるわけです。最近各地で導入されるようになってきたのが、デマンド式の乗り合いタクシーというのが導入されるようになってきておりますけれども、実は本県でも富士見町とか堀金村で現在このシステムが稼働してまして、非常に全国的にも利用率の高いものになっています。

それらを参考にして、私どもはバスの運行をちょっと考えてほしいと、市町村がやっている廃止代替バスです。もっと住民の意見を取り入れて、どうしたら乗ってもらえるのか、持ってもらえば収入が上がりますから自治体の負担も減るわけです。大ざっぱに言って、県下の市町村が廃止路線の代替バスの運行にかけている赤字の額というのは、だいたい年間15億くらいなんです。

ですからそういった中で、できるだけ乗ってもらえるような仕組みづくりをしてほしいということで、調査研究に対する費用と、実際に新しいシステムを導入するための費用を、県の方で補助金として出していこうという取り組みは、県の方でやっております。

一応参考までに、すでに県にそういった協議会があると、それから地方事務所単位にこれから出来上がってくるということを、ちょっとご説明したかったのです。すみません。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。はい。

諏訪委員

非常に現状を踏まえたご説明でありがとうございます。条例化と関係があるかどうか分からないのですが、ちょっと2、3点伺っておきたいのですが、バスの撤退が進んでいるということなのですが、バスのルートづくりですか、そういった面がかなり問題になっているような部分があるのかというのは、ちょっと伺っておきたいです。

それから例えばある地域で調査したところによると、やはり自動車学校などがカバーしているようなところ、自動車学校のスクールバスですね。それがカバーしているようなところと、そういった民間がスクールバスとして運行しているところこそが一番需要があって、つまり車に乗れない人が乗らなければならない、そういうバスなんで、そこが駅とつなげたり、自動車学校も含めてつなげたりしているんですね。そういうルートというのはすごく注目点だと思うのですが、そことパートナーシップを取っている自治体もあるようなのですが、長野市なんかを見ていると幾つか自動車学校があります。ルートが適切かどうか分かりませんが、そういう民間ともパートナーシップというのを具体的に考えていらっしゃるのかということ。

それからリサーチに関しましては、交通需要、どの部分の住民、交通グループ地域がいったいどこら辺なのか、そこにおける住民の公共交通に対する期待はどの辺にあるのか、ルート策定にあるのか、それとも料金形態にあるのかというような調査は、もう大学にお願いしてしまってもできるような部分ですので、行政と学術研究者との連携というのもどうなっているのか、ちょっと伺っておきたかったのです。

交通政策課

交通政策課の佐藤でございますけど、最初にバスのルートに問題があるのではないかということですが、バスルートというのは、やはり一応国土交通省のほうで、昔と違ってだいぶ規制緩和されていますけれども、しっかりチェックされている部分でして、変えるのはいちいち国土交通省の許可をもらわないと変えられないとかたちになっていますので、ただ新しい団地ができてきたりする中で、やはりルートに問題があるであろうという認識は我々も持っていますので、ルートも含めた路線の再編というものを考えてほしいということを申し上げてきています。

廃止路線代替バスというのは、民間事業者が撤退した路線を、ただそのままなぞるだけなんですね。なぜ乗らないのかというのを研究しないと駄目なんで、そんな民間のバス会社がもうからない路線を、自治体がバスなんか出したってしょうがないじゃないかと、もっと路線を考えてよということを促すようにしています。

それから民間とのパートナーシップのお話がございましたけれども、すでに皆さま方もご存じかと思いますが、福祉有償運送とか過疎地有償運送という制

度ができていますね。これはいわゆる昔でいう白タクを合法化させるものなのですが、当然NPOとか社会福祉法人が窓口になって、移動困難者に対する輸送、これが福祉有償運送ですけれども、それから過疎地におけるドアツードア、デマンド型の輸送を担うNPOというのもございます。そういった当然民間の力を使った形で、それを自治体が運行を依頼しているというような形も、徐々にできつつあります。3番目は何でしたでしょうか。

高木委員長

手短にお願いいたします。時間があれになっておりますので。

諏訪委員

調査研究を自治体自身がなさらなくても、アウトソースすることもできるのではないかと。例えば大学とも連携が可能かどうか。

交通政策課

大学はちょっとあれですが、民間のコンサルでもそういったことを引き受けてくれるところもございますし、調査自体は自治体がやってもできることです。

高木委員長

交通政策課で、かなり積極的に取り組んでいただいていることはよく分かりました。ただ、私がよく分からなかったのは、だからもっとTDMのことを入れてほしいというふうにお考えになってご発言されているのか、交通政策課でやっているから、条例の中ではそんなものは取り上げなくてもいいというふうにお考えで言っているのかが、ちょっとよく見えなかった。

私が聞いている分には、だからこそTDMが必要なんじゃないですかという意見を申し上げたかったんですが、この対応措置の中にTDMのような言葉を入れたいという黒沼委員のご発言に対して、さっきの佐藤さんのご意見が出てきたので、そこがどうもよく分かりませんでした。

交通政策課

すみません。TDMに関してではなくて、いわゆる公共交通活性化・利用促進を図るための組織づくりという点で、私は申し上げたつもりでした。

高木委員長

なるほど。そうすると、どこと関係してきたんだ。今のは。

黒沼委員

マイカー通勤の削減の次のところ、公共交通の利用促進のところ。

高木委員長

そこで、自動車の使用抑制、公共交通の利用転換等を行うという対応措置の案について、何か変更が必要なのかなというのがよく分からないのですが。

橋爪委員

マイカー通勤のところから、話がそこまでいっちゃったから。

高木委員長

どうしたらいいですか。

黒沼委員

いや、マイカー通勤の削減のこれは進んだということ。

高木委員長

これはいいんですね。

黒沼委員

はい。

高木委員長

では、戻しますよ。

要するに今日、マークの付いていなかったマイカー通勤の削減のところはを付けていただくということでいくということは、皆さんにオーケーをいただいたということです。

さらにその他の項目として、「自動車利用の抑制を図るための」という言葉が入るかどうかわかりませんが、要するにTDMみたいなことを県が主体となって、市町村を支援していくというようなことも入れようということも。

黒沼委員 そうそう、入れようということを提案したんです。

高木委員長 提案されて、そこを。だから交通政策課の佐藤さんのご意見は、それは既にやっているという。

交通政策課 黒沼委員さんがTDMに関してご発言された中に、公共交通協力機構と3つばかり下にございますけれども、そういった組織づくりみたいなものもしていく必要があるというご発言があったので、それに関してはすでに私どもは取り組んでおりますという、そういう意味です。

高木委員長 はい、分かりました。

交通政策課 すみません。

高木委員長 ようやく分かりました。

黒沼委員 分かりました。

高木委員長 その話は非常に心強くお聞きしましたので、今後ともぜひ。

とかく公共交通の利用促進みたいな話になっていると、さっきの代替バスみたいな話で、要するに需要がなくなってしまったところに、車を運転できない交通弱者のために、どうやって福祉を目的としたバスを走らせるのかというようなことになりがちなので、そうではなくて温暖化対策として、もっと人がたくさん動いているところで、どうやって車を入りにくくして、車を使わなくて済む、公共交通を使いやすくするという政策をやっていくかということ、ぜひ今後ともご検討いただければというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

よろしいですね。一応これで、マークは全部付きましたよね。非常に焦っています、1時間で の付いたところについて、検討を入れたいのですが、よろしいでしょうか。

最初に が付いているのは、一定以上のエネルギーを使用する事業者はという産業部門のところ。これの の理由は、確か一定以上の数値のどうするかというような話だったと思うのですが、それでよろしいですか。

橋爪委員 一定以上という数値と、それがどのくらいカバーするのかという形が本来大事だと思います。

川妻委員 骨子としては、これでいいんじゃないですか。

高木委員長 骨子としては、これでいいですね。例えば1,500kl / 年という設定は最低限

のレベルであって、これを県として入れるときには、もうちょっと厳しくしてもいいのではないかという意見は多数出ています。これを2,000kI/年に落とすということは当然あり得ないわけですから。

ただ、第1回るときから私も申し上げていますが、1,500kI/年にしたときに、どのくらいの事業所がここに網に引っ掛かってくるのかということについては、調査は終わってはいませんか。まだ、いいんです、まだ終わっていないなら。

事務局

すみません。資料2、今日お配りした対応措置(案)のところで、右側に事務局及び各課の見解というのがございます。そこで、真ん中の丸でございますが、そこで1,500kI/年であれば設定が可能であると。しかし、基準の切り下げを行う場合には電力・燃料の使用量等の独自の調査が必要になりますよということを書いてありますね。現実問題として出たデータは持ってありません。

高木委員長

だから国の法律に従えば、国の法律に従って各事業者は勝手にやるからそのままに任せておけばいいけど、国の法律より厳しくしてしまうと、その調査が大変だよという意味ですね。

事務局

例えば半年とか1年調査して、出たところでこの条項で提出をお願いしていくと、そういう形になります。

高木委員長

はい。

橋爪委員

橋爪です。

従って、私が案を出したのは、いろいろな事業者さんがいると思うのですが、同じ年度からやるんじゃなくて、その規模の小さいところは1年遅れたところからやっても、必ずやっていくというように、そういうふうにぜひやりたいなと思います。

同じにスタートすると、とても混乱してしまうし、計算の仕方だとか、いろいろ一斉にどんとやると大変だと思うので、これは私は1年とかずらしてやるべきだと思います。それでだんだんこの枠をとというか、網を広げていくとか、そういうふうにしていけばどうかと思って提案させていただきました。

高木委員長

はい。ということは、対応措置(案)の中に一定規模以上のエネルギーの、一定以上のあれに関しては別途定めるといようなことが入っていて、それが毎年のように下がっていけばいいということですね。

橋爪委員

はい。

高木委員長

それでよろしいですね。はい、では だったところを、今言ったようなことを入れていただいて、 にさせていただきます。

川妻委員

骨子をやっているから、骨子が了解すれば、次々いかないとしても進まないから、少し敏速に。

高木委員長

すみません、怒られてばかりで。

次の は駐車場のアイドリング・ストップなんですが、これは。

黒沼委員

管理者が。

高木委員長

すべての義務付けするのが難しいという、駐車場の把握が困難だから義務付けするのが難しいというのに対して、特定できる範囲の駐車場に対しては義務付けして、それ以外は要するに網の目から抜けてしまうのはしょうがないよという話をしたらいかがというの、川妻委員の意見ですよ。どうでしょうか。

橋爪委員

いいですか。

高木委員長

はい、どうぞ。

橋爪委員

それでいいと思います。いずれにしろ、いろいろ細かく決めてもなかなかうまくいかないと思います。私はちょっと情報にないのですが、これをいろいろ進めるには国の今回の夏の室温を上げるか何か「チームマイナス6%」ではないのですが、長野県の温暖化防止活動、何か象徴的なマークを付けて、この店はそういうのに賛同していますとか、そういうようなことをやって、何かやっていったら、そういう店の駐車場はもうあるとか、そういうことが私は非常に象徴的になると思いますので、あまり細かくいろいろ決めても、監視できなかったり、できないことはしょうがないと思いますので、そんなふうに思います。

高木委員長

最終的にはアイドリング・ストップの表示を義務付けるか、付けないかだけの問題で、表示をしようと思いと、アイドリングするやつはするのかもしれないから、そんなに時間をかけて議論してもしょうがないと言ったら、怒られちゃうかな。

でもそうですね。ここに関しては、今日の資料2のアイドリング・ストップの表示ということで、意見を受けての対応措置という部分でそのままいけるのではないかというコンセンサスでいいと。いいですね。はい。

諏訪委員

時間も押していますので、この 印は私の認識では比較的前回皆さんの間で共有できていることだというのが印象付いているのですが、「異論があれば」というふうにもっていったらいかがでしょう。

高木委員長

なるほど。あとスケジュールの話とかもしなければいけないんですね。分かりました。忘れていました。では、印のところを見てください。今、運輸部門の上2つに関してはオーケーをいただいたので、3つ目の自動車の使用抑制等に関しても、これはいいでしょうか。よろしいですか。

川妻委員

これは、ちょっと条例の中に行くかどうか、適当か分かりませんが、私は今日、交通政策課の人の話で公共交通活性化協議会ができていると。今度この地域協議会をつくっていくと話が出ていると。これはほとんど知らないと思うんです。やっぱりこういうものは知って、そこに対する転換の上では、そこがどう協議し、そこに参加していくかというのが非常に重要だということもあるので、この説明のときに、例えばこのために公共交通活性化協議会と協力してというか、そういう趣旨のことを入れておいて、実際の条文としてなじむかどうかというのはさらに検討するというふうなことをしておいたほうが、情報と

しては分かりやすいのではないかと、そういう趣旨です。

高木委員長

はい。各市町村での説明会をしたりするときに、その地域協議会の話を知りていただいて、有効利用を図っていただきたいという。

川妻委員

これは、文言に何か入れておいたほうが分かりやすい。

高木委員長

はい、うまく入るならば文言に入れていただくと。最低で説明していただくと。よろしいですか。

全 員

はい。

高木委員長

続いて建築物関係で、一定建築物の環境配慮の話です。義務付けと。

建築管理課

すみません。。建築管理課の久保田と申します。よろしくお願ひします。

時間もないのですが、建築物に関して省エネルギーの観点から、いわゆる「エネルギーの使用の合理化に関する法律」、省エネ法というのがあります。その中で建築についても規定が設けられております。現行の規定と、今後改正で来年の4月1日から実施される予定の内容につきまして、ちょっと簡単にご説明をさせていただきますと思います。

まず現行の省エネ法の中で、建築主の努力義務というのが、2の(1)でございます。建築主は大臣が定めたエネルギーの使用、合理化に関する基準について、適合させるように努力するというような努力義務がございます。それから住宅については現在では基準を出しているということで、これに沿ってやるような形で、努力義務が課されております。

また住宅以外の建築物に対しましては、所管行政庁、これは県でありますとか長野市さん、松本市さん、それから上田市さんというような市が該当しますが、こういうところで必要がある場合については、指導助言を行うということになっております。

それから大規模な建築物、これは非住宅ということで住宅以外なのですが、省エネルギー措置ということで、省エネルギー計画書を出していただいて、それを所管行政庁のほうで審査をしております。

これにつきましては、その下にございますけれども、検討する項目につきましては、断熱化の向上ということで外壁や窓の断熱性能、それから建築設備といたしまして空気調和設備、いわゆる空調のエネルギー消費、それから換気、照明、給湯、昇降機の各設備につきまして適正にエネルギーを使うと、合理化を図る、そういった点について国の方で建築主の判断基準を出してございまして、それと今回の計画との比較することによって、どのくらいのエネルギー消費を抑えているといったようなことから、指導を行っていくということです。あまりにもこの基準と懸け離れているようなものにつきましては、行政庁のほうから指示を出しまして、従わない場合については公表を行うという制度がございます。

これにつきまして、今年の8月に法令の改正が行われまして、来年の4月1日を目指して施行ということで、国の方から聞いたところによりますとそういうことなのですが、今まで除いておりました住宅に関しましても一定規模以上ということで、非住宅と同様に所管行政庁への届出を義務付けるということになっております。

それから今までは新築や増改築に限定されておりましたが、大規模な模様替え等につきましても、届出を義務付けるというようなことに改正されることになっています。

一応建築に関して、広い意味で地球温暖化の防止に資するということから、省エネルギーということで現行制度を説明をさせていただきました。以上です。

高木委員長

はい、どうもありがとうございます。

建築物の省エネ法がありますので、具体的に長野県の条例の中でそれをするとするならば、一定規模を例えば2,000㎡にしてしまったら、今の省エネ法とほとんど同じ内容になってしまうよという指摘だと思います。

住宅も今度入るということは、私は知りませんでした。住宅も入るといことなので、ほんとどすべての。建物として、抜け落ちる建物はなくなるということでもいいんですね。住宅以外の建物についてやっていたのに、住宅が入るのですから、すべての建物が対象ですね。

建築管理課

はい。

高木委員長

そうですね。だからあとは2,000㎡を変えるのか変えないのかという程度の話で。はい。

諏訪委員

ただ省エネ対策ですから、もともとの県民からの意見などを見ますと、省エネだけではなくて、例えば県産材利用をどうするのかとか、屋上緑化をどうするのかとか、自然エネルギー導入をどうするのかということも含めた計画だったはずなので、はい。

高木委員長

分かりました。だから今の省エネ法だと、項目として若干欠けているものがあるから、そこに意識を集中させた条例だったら意味があるということですね。

建築物の場合は、たぶん届出があるので一定以上規模というのがどこなのかというのを、調査するのが大変というのではないはずですよ。ということであれば、今言ったようなことでどちらかということ、「自然エネルギー利用を、屋上緑化等の」というような、意識の集中の差で若干変わるかもしれませんが、そういうかたちで残すということによろしいですか。

川妻委員

ですから分かりやすくするには、環境配慮計画書の中に今、諏訪さんが言ったような事項を入れて、そのことを含んだ計画書を作成してもらおうという、そうすればただ省エネ対策だけではないんだよということが分かると思います。

高木委員長

はい。

諏訪委員

京都の条例では、確かそういうような項目になっていたと覚えておりますので、参考にさせていただきたいと思います。

高木委員長

はい。県産材利用という言葉も入ってもいいし。

岡本委員

入れないと、ちょっとジレンマがありますよね。いわゆる住宅メーカーが、有利になるような形の文言になってしまいかねないというところを、よく配慮しておいた方がいいと思うんですけどね。

高木委員長

というところで、建築物の一番上の建築時におけるということと、その上記以外の建築物に関してはそれでいくということによろしいですか。
冷暖房温度の設定というのに関しては、よろしいですか。

川妻委員

すみません。事業活動に対して、「温暖化対策のために必要な措置を取るものとする」というのは、略して書いたのですが、今この中で話が出ているのは室内の冷暖房温度の設定、それから屋上緑化、これらを含めて温暖化対策のために必要な措置を取るものとするということではないかと思うんです。

今度の条例の中でも、こういうふうにして信州でも冷暖房のし過ぎの是正というか、それから屋外の緑化なり、そういうものを進めていこうということをたぶん初めて打ち出すんじゃないかと思うんで、そういう点をはっきり出したほうがいいし、温度設定までも仮に出すのなら出してもいいんじゃないかと思えます。

ちょっとそこは、あまり温度のことで高いか低いかということを議論してしまえばちょっとあれなんで、趣旨としてはそういうことなので、これだけ出ると温暖化対策に必要な措置を取るというだけだと、何が何だか分からないのでということです。

高木委員長

言葉としてそれが適切かどうかというのはともかく、それは検討していただきたいのですが、暖房温度18度というのは努力義務だという意味では国だって言っているといえは言っているんだね。暖房温度が18度、冷房温度が28度というのをあえて条例の中に書き込むことによってはっきりするという意味では、それはそのとおりかもしれないですね。できるかどうかは、ちょっと事務局的な判断が必要かもしれません。

木曾課長

ちょっといいですか。

高木委員長

はい。

木曾課長

資料2の5ページのところを今やってもらっていますが、うちの方ではそこに「事務局及び各課の見解」ということで、今の冷房温度とかその辺のことにつきまして、具体策については、これは課としての意見ということですが、答申書に特に意見、要望して付記する、または県民計画に載せるというところでどうかなというのが、一応課の意見です。

高木委員長

条例の中に温度まで書き込むことはしないで、答申書あるいは県民計画で対応してほしいというのが意見だそうです。

川妻委員

その理由は何ですか、そうしたいという理由は。

木曾課長

条例の中に、設定温度というような非常に細かい部分まで載せていくのがいかなものかなということです。

川妻委員

条例の中に温度は別に入れなくても、この細かなこと、それはどこかで入れるとして、冷暖房温度の設定や、さっき言ったように屋上緑化などの温暖化対策のためのという、必要な措置をというふうに、そこぐらいいは入れないと、こ

の・・・。

木曾課長

はい。

高木委員長

それで納得していただけたようです。そうですね。それだったら、たぶん問題ないのではないかと思います。

要するに条例としては、各個人の部屋の温度設定にまで意見を言いたいんだよということをはっきりさせてほしいと。事業活動については、地球温暖化防止のために必要な措置を取るのに何をするといったら、何をやっていいのかが全然分からないから、具体的なこととしてその程度は書いてほしいというご意見なので、そこぐらいは書けそうな気もするので、ぜひ検討をお願いいたします。

ちょっと心配になってきたのは、橋爪さんが4時半までということで、スケジュールの話を、ちょっとここでしておいたほうがいかなと気がしています。

必ずやりますが、この資料1について残ったのはやりますが、橋爪さん何か言っておきたいことはありますか。

橋爪委員

1つあります。

高木委員長

はい、お願いします。

橋爪委員

宣伝活動なんですけど、広報といういろいろな広げるという意味で、先ほど言ったシンボルマークとか、この県の温暖化防止計画にも賛成している企業はこういうマークを付けるとか、ぜひそういう項目を入れてもらいたいなと思います。

やはりこれを進めているところ、事業所はいいなというか、この店はそういうことに賛同してやっているんだというようなことで、広められれば非常にいいなと思うのでお願いします。

高木委員長

その他のところに、そういう項目を付けたほうがいいということですね。

橋爪委員

ええ。

高木委員長

はい。よろしいですか。今のは皆さんオーケーみたいなので、ではその他のところで今言ったような協力、要するに優良企業、優良自治体、優良個人等には、そういうマークをやったり公表したりというような制度をつくるよということを書いてほしいということです。

はい、そのマークもという意味で、分かりやすいものをということ。

それでいったん議事の進行をここでストップして、スケジュールの今後の予定のことについて、事務局からご説明をお願いいたします。

木曾課長

(資料3により説明)

高木委員長

今後のスケジュール、来週の22日はともかくとして、10月の中旬から第7回の10月28日ぐらいの所までは、もちろん皆さん全員が全てに出るというのは不可能だとは思いますが、出来る限り参加していただくということで、ご協力をよろしくお願いいたします。念のため言いますが、最初の頃に、こういうのはやんなきゃいけないって、みんなでコンセンサスを得てそれでこれをこういう

ふういきちんとやることになっておりますので、そしてその時には委員が出てちゃんと話を聴いて意見交換をしなくちゃいけない、事務局任せにしないということもコンセンサスを得ておりますので、出来るだけのご協力をお願いいたします。

宮本委員 宮本です。メールでも、岡本さんがおっしゃっていたんですが、大体10月14日はどの地域とか、18日はどの地域とか大体の心づもりがありましたら、お話いただければ有り難いと思います。

木曾課長 10月の14日が長野市ですね。それから17日、長野市。それから18日が松本、飯田と。

高木委員長 18日一日で松本、飯田と。

木曾課長 松本市、飯田市。それから10月19日が佐久市、長野市。で、10月28日が第7回。

高木委員長 当然、これ1日ですよ。

木曾課長 基本的には、午前・午後ありますね。うちの方で委員さんのご都合やら、場所、時間についてですね、まとめた資料ありますので、後ほどお送りしまして取りまとめたいということによろしいですか。

高木委員長 義務には出来ないもので、1度丸したから必ず出るというものではないですが、とにかく出来るだけのご協力をお願いいたします。私も全部は出れるわけではないと思いますので。

川妻委員 2ヶ所でやるということですか。18日、松本・飯田っていうのは。

木曾課長 はい。

川妻委員 19日は佐久市と・・・午前・午後。ああ、移動してね。

木曾課長 時間を含めて細かい資料は、また送ります。

高木委員長 私としては、意見交換する時に事務局の方から状況説明して、その後の意見交換はこのメンバーと参加された方という形を採りたいのですが、仮に私がいなかった時というのはどういうふうに進捗すればよろしいのでしょうか。

木曾課長 進行は、うちの方でやりますので。

高木委員長 私がいなくても関係なく出来る？

木曾課長 出ていただいた方と、私達も含めて。進行はうちの方でやる。

高木委員長 はい。よろしいでしょうか。大変だというか、めちゃくちゃなスケジュール

ではありますが、出来るだけご協力を・・・

川妻委員

ちょっと、質問ですけど、県議会への検討状況説明は県議会のどこへやるんですか。

木曾課長

生活環境委員会です。

川妻委員

その委員の全員に？

木曾課長

はい。委員会の席でやらさせていただきます。

川妻委員

委員会の席で説明するわけですね。

高木委員長

そのほかに、もし、事務局の方から橋爪さんが抜けられる前に何か説明を入れておきたいことがあれば。

木曾課長

24時間の所でお話しようと思ったんですが、意見を募集する中で意見の期限を決めて出してもらったケースがあるんですけども、それ以降にもですね意見がですね、お手元に行っている分であったりするんですけども、その辺の扱いの基本線を決めておいていただいた方がいまいかなと思ひまして。常に期限は切るんですけども。これで項目が絞られてくると、非常に意見もですね絞られた意見になるんですが、今までざっくりばらんな広い意味での意見が出て来たんですけども。詰まっていくな中でも、この辺が足りないんじゃないかということが出てきちゃった場合には、どのような扱いにするのかというようなことがあろうかと思いますが。挙がっていない項目について、今後出てくるようなケースがあった場合とか、期限が過ぎてですねそういう意見が出て来た場合ということです。

事務局

たくさん出て来たような場合も考えられますので、例えば、事務局に寄せられたものは委員長さんに目を通して頂いて、委員長さんの判断で、これは皆さんにお謀りしたいとか、そういったものを例えばフィルターにかけていただいでお出しするとか、全く手を加えず、出てきたやつは全て期限後だろうと皆さんにお示しするんだという、そういうある程度の方向性を定めて頂ければ大変有り難いということです。

今回も、全く前に求めた意見のレベルになっておりますので、そうするとまた後戻りみたいなものも出てきます。同じような意見が有ったりしても皆さんに全部お謀りするということになる、また、いろいろなご苦勞を強いることになりますので。

高木委員長

今回の意見というのは、この光害のことについての話ですよ。例えば、こういうのが出てきた時にどうしようかという話になるかと思いますが。全てを毎回、こうやって紹介して、「これは絶対」、「これは忘れていた」というのが有れば、やっぱり入れない訳にはいかないですが。

橋爪委員

いいですか。意見は集約しておく必要が有るんですけども、それを議論するかどうかというのは委員長に任せていいんじゃないかなと。何が有ったかと

というのは後で見れるような、そこぐらいのフィルターはかけて頂いていいんじゃないかと思えますけどね。

黒沼委員 お願いします。

高木委員長 分かりました。

木曾課長 それですね、実はこの今日の意見というのはですね、締め切り後ではありましたが、事務局の方でうっかりしていた部分があります。といいますのは、6月の議会の中で、ある議員さんから温暖化対策についての光害の位置付けということで出されていたのが、私どもでちょっと意見の項目に挙げてなかった部分でこういう御意見が来たということなんで。そういう意味では必ずしも期限切れの部分で整理が出来ないという所もございまして、この光害と温暖化の話について、後にはなったんですがご議論願いたいなということです。

高木委員長 はい、分かりました。この光害についてはちょっと議論するということにします。

もう、橋爪さんお帰りになったんですが、後はいいですね。

それでは議論を元に戻して、建築物のところに関しては、今、言ったように、大規模、一定以上の規模のものに関しては省エネ法があるからある程度対応できるとはいうものの、自然エネルギー利用みたいなことがないので、そういった項目を主に考えた計画をつくっていただくというようなことで進めると。一定以上でない建物に関してもぜひ配慮してほしいというようなことをここでうたっておこうということです。

その後の冷暖房温度の設定に関しては対応措置(案)ではあまりに何も分からないので、冷暖房の温度の設定も含んだということで、意識をそこに少し向けてほしいというところがはっきりと出ていたと思います。ここまではよろしいですね。

木曾課長 その一定規模という部分と義務付けにするのか努力義務であるかということによって、義務付けとなると、逆に今度はそれをその工事がされる前に届出をしてもらってこっちが把握しなければいけないのかという部分もございまして、公表という部分も含んでいくとすると、その辺を明確にしておいていただいたらありがたいということです。

川妻委員 さっき説明をしてもらったように、省エネ法との関係で義務は課されていますよね。それに該当する規模の事業者というか、建築物についてはこの環境配慮計画と一緒に作成して提出してもらおうというところは義務付けていけると思うのですね。実効性というか。あとは努力義務というか、そういう扱いになるのではないのでしょうか。

事務局 すみません、国のやっている建物の省エネ法のものが、建築確認の際にそういうことを確認しなさいということになっています。全国に掛かっているからいいのですが、長野県がやった場合、長野県内に建てられる建物がすべて県内で終わるということはないものですから、そうすると、県内に建物を建てる場合には建築確認を行う前、例えば1カ月前までに長野県に届け出を行いなさいとそういう規定になって、1つ窓口を設ける必要が出てまいります。ですから、

そういうことを考えると、国と同列で同じ面積要件なら何もしなくていいということにはなりません。

高木委員長

建築確認というのは県が受けているところもあるし、長野市みたいに市が受けているところもあるしというふうに、いろんなのが出てきてしまうのでという意味だと思います。要するに、この条例を載せるとすると、例えば長野市の建築指導課が対応しなければならない部分が出てきてしまう。あるいは県の中ですべて環境配慮計画だけを受け取る部署をまた別途考えなければならなくなるということです。

川妻委員

所管行政庁というのはどこでしたっけ。

建築管理課

所管行政庁につきましては、長野市、松本市、上田市のエリアにつきましては各市で、それ以外のところにつきましては県というふうになっています。建築確認のほうは、行政のほか民間機関でもいいようになっています。

岡本委員

建築確認というのは。

建築管理課

一緒ですね。ほぼ一緒です。

岡本委員

民間の建築確認は誰がやっているのですか。

建築管理課

それはそれとは別に行政で出しているということになります。今までは一緒だったのですけれど。

高木委員長

現在法律が変わって、民間でも建築確認ができるようになりましたね。具体的にはどのぐらいのパーセントが民間で行われているのですか。

建築管理課

すみません、今、手元に資料がなくて恐縮なのですが、かなりの、まだエリアが全部のエリアというわけではないのですけれども、例えば主に建築住宅センターでありますとか、日本E R Iとかというような民間の会社で請けていまして、ちょっとすみません、件数的なものか。

高木委員長

5%なのか30%なのかも分からないですか？

建築管理課

それは、30%とかそういうレベルにはいっています。

高木委員長

いっているのですね。

建築管理課

はい。

高木委員長

例えば30%いっている民間のそういった建築確認を行っているところに対して、環境配慮計画書のチェックを委託することは不可能ですか。

建築管理課

建築確認につきまして認められている団体ですので、基本的にはそれ以外の業務というのはできないというか、やらないということになっていますので、委託をするということは難しいと思います。

高木委員長

とすれば、その30%で出ていったものに関しては、その計画書を別途県に送ってもらうような形を取らないと駄目ということですね。

建築管理課

そういうことになります。

川妻委員

川妻ですけど。この省エネの方の場合には、一応設備についての仕様を出して、その基準に合うようにさせるという趣旨でしょう。この温暖化対策のほうは冷暖房の温度設定も、構造上こういうふうにしなさいとか、これをするというのは無理なのですよね。要するに運用上こういうふう冷暖房設備を整えてくれるけれども、その温度設定を一定の水準以上にしない、以下にしないというふうな、そういうことを徹底するという、その徹底の仕方だと思うのです。

だから、ここと性質がちょっと違うわけです。省エネの場合と。これを例えばシートベルトをしているかしていないかということと同じように、できるだけこれを普及して温度が上がりすぎないように、下がりすぎないようにということをいかに広く徹底するかということがここにかかっているのではないかと思うのです。だから、それを協力をお願いするしか、この性質の中身としてはしようがないのではないかというふうに思うのです。それ以上の補足はできないわけですから。

構造上、その建築確認のときに認可するかしないかではなくて、この環境配慮で例えば冷暖房の温度設定とあとそのようにしてほしいという、そういう指示というか、要請をして、それに協力してもらうわけでしょう。

高木委員長

今の意見は要するに実質問題として、こうでなければ認可しないというような話で持ってくるのはできないのだから、ここでは計画書を作成、提出していただく。でも公表も含めてですよね。だから、どんなものでもいいからとにかく作成して提出しろと。そこまではまだ簡単ですよね。で、どんなものでもいいから、その建築確認を受け取ったところがそれを取りあえずどこか、地球環境課か何かにそれを全部送ってくださいと、そこも可能かもしれない。その中でさらに特定のもの、例えば2,000㎡なら2,000㎡を越えたものが年間幾つ上がってくるのかよく分からないけれども、1,000件ぐらいですか。そんなには来ないですか。

建築管理課

すみません。ちょっと先ほどの数字の訂正で、今確認しましたところ、建築確認の数は行政の側が8割で、民間が今2割ということです。

高木委員長

全部で何件ぐらいですか。

建築管理課

今、確認ですか。

高木委員長

その2,000㎡を越えるようなものというのは、

建築管理課

昨年の例でいいますと、2,000㎡以上の非住宅ということで、全県で56件ございました。

高木委員長

そんなものですか。では、住宅でも高層マンションは最近ばんばん建っているから、住宅を入れてもでも100件ぐらいは、

建築管理課　　そうですね。ちょっと住宅等につきましては、最近建っていますので、規模が2,000㎡ということであればどのくらいかというのがあるかと思うのですけれども。

高木委員長　　1戸100㎡として20戸ですよ。

建築管理課　　まあ20戸以上くらいかと思われませんが。

高木委員長　　だから、たぶん5階建てより上くらいの建物ですよ。

建築管理課　　そうですね。

高木委員長　　どうでしょうか。県のどこかがこれを書けば、県のどこかがその業務を受け持たなければいけなくて、そのときにただ、1,000件、10,000件というちょっと何なのですが、義務化するのが100件くらい。もっと多いかも、だけど300ということはある得ないと思うのです。いくら何でも、それはその100件については取りあえず受け取って、特に巨大なものに関しては公表する手段を考えていくぐらいのことは可能なのですか。例えばそれが地球環境課かもしれないのだけれど。

木曾課長　　この検討委員会の結論になるかと思えますし、あとはちょっと私どもが建築部門と詰めて、どんな手段でやっていくかというのを詰めていくことだというふうに。

高木委員長　　ということであれば、条件としてあんまり変に変わってしまうと難しくなってしまうみたいですが、確認申請の際にそういうような流れを乗せていくということは不可能ではないようです。

建築管理課　　すみません。建築確認とは一応別といたしますか、それに合わせてというのはなかなかやはり現行の法令の中で最低限のものが決まっていますので、それとは別にという、建築という機会を捉えてというようなことでしょうか。

高木委員長　　ただ、建築確認以外にそういうものを提出する機会を別途設けるとするのは、またそれはそれで難しいですよ。

建築管理課　　ええ、難しいと思いますが、建築確認に添えてとかというのなら・・・。

高木委員長　　そうです。もちろんそういう意味です。建築確認にそれを入れるわけではないです。

建築管理課　　民間の機関がございまして、そちらの方へそういったものの依頼をするというのは非常に難しいということ。一緒に出していただいて、こちらに送っていただくというのも難しいのではないのでしょうか。

高木委員長　　それも難しいですか。

建築管理課	ええ。
木曾課長	ですから、地球温暖化防止条例の届出事項として別個に設けて、窓口は建築課はまったく関係なくこっちへ出してもらおうという格好になるのかなということですね。
川妻委員	そういう届出であれば、ほかのやつもかなり幾つか届出が出ますよね。それもここだけではなくて、幾つかの項目は、実際にはそれをトータルとして考えないと。それはまたちょっと別個に考えなければいけないことです。これだけではなくて、ほかにも。
高木委員長	一定規模以上の事業者はみんなそういうのをぼんぼん出していくから。ということで、事務の量を増やして申し訳ないけど、そういうことであるなら、それが具体的に可能な言葉を考えていただくということはもちろんですが、それをさせていただいた上で、この建築物に関してはこのまま残していくということでもよろしいでしょうか。
川妻委員	それで、次は何だ。
高木委員長	ヒートアイランド。
川妻委員	これか。ごめんなさい、さっき間違えました。
高木委員長	だけどヒートアイランドについてはさっきのようなことでもいいのですよね。
川妻委員	冷暖房温度の設定とか。そういうことも文言を入れるということでしょう。
高木委員長	はい。続いて環境教育のことです。
黒沼委員	黒沼ですが、前回に議事録を読ませていただいたのですが、主体をはっきりさせるということで、それについて私も賛成なのですが、この文言の前に「県、市町村、事業者などは」と入れるのか、あるいは京都府で行っているように主体が何をするのかということを確認にはっきりさせるか、どちらにさせるかということを考えてみましたが、私が出した自動車学校の教習の課程の中に交通環境の教育をするという、それはやはり条例できっちりうたわないと、やはり警察だとか自動車学校にその教育課程の中に入れていただくというのは大変難しいというふうに思いますので、一つずつ事業主体を入れたほうがいいということで提案させてもらいたいと思います。 それで、この文言の「県などは」ということで、学校教育と社会教育の部門では生涯学習ですか、そういうところではこの文言でもいいのですけれども、もうひとつ並列してというか、下でもいいのですが、事業者は従業員の環境教育を行うと。もうひとつは免許取得教育事業者、これは適切かどうか分からないのですが、自分で作った文言ですのであれですが、交通環境教育の実施を行うというような項目を入れてはどうかと思うのですが、いかがでしょうか。
川妻委員	この資料は上の主体が入っていますよ。

黒沼委員 そうですか。

川妻委員 ここ。この間。

黒沼委員 次のところ。

川妻委員 5ページの。

黒沼委員 なるほどね。

高木委員長 主体の話に関しては、今の資料2の5ページの文章であればかなりはっきりするからいいですかという、まずそこから。

川妻委員 これは「県は」と入っているからいいのですけれども、これだけずっと句切らないで1つの文章にするのはちょっと分かりづらいので、「県は」「温暖化対策に関する理解・関心を深め、行動を促していくため」その最後のところで、「環境教育・環境学習を推進する」とここで切って、その部分を入れて、分かりますか。「行動を促していくため、」、一番最後のところの「環境教育・環境学習を推進する。」というふうに一度切って、そこから、それで次に「幼児から高齢者まで幅広い年齢層を対象に学校、職場、地域、家庭などあらゆる機会を通じて」で、最後その「多様な主体の参加」というのをやめて、例えばですけれども「県民、市町村、企業団体等の参加と協働により」。

高木委員長 実施するとか。

川妻委員 うん、そういうことです。

高木委員長 はい。

川妻委員 そういうふうに、表現ですけれど。

高木委員長 文章として、確かに少し長すぎるかもしれないので、それはもう少し考えていただくとしてそれはいいとしても、問題は交通環境教育というのはやはり非常に重要だから入れたいというのは黒沼委員のご意見で、それをどういうふうに扱うかのことが、今ここで話をしたいのですが。交通環境教育を行うのは要するに自動車学校だけではなくて学校でもやらせたいわけでしょう。

黒沼委員 もちろんそうですけれど。はい。

高木委員長 ここの中に自動車学校というか、何ていう名前だか知らないけれど、自動車学校というような言葉がぽこっと入るのが適切かどうかということ。その前にいえば交通環境教育という言葉でいいのだろうかということ。2つですね。

木曾課長 そちらの教程の中に入れるという話になると、そういう意味では県警の方で決めている教本というのがあって、その中へ入れていくということになると、それをまた条例の中で明文化していくということになると、たぶん県警では「うん」と言わないと思います。

という状況と、それから今、実際に私どもがやっている行政の中で、安全教室の中で県警さんがぜひ来てくれという中で温暖化対策の冊子をもって、安全運転管理者の講習会のときに必ず行って、月に3回か4回ぐらいの頻度で行かせてもらっているチャンスを向こう側がつくってくれたというか。私らも行きましようというようなことで、実務面ではそういうふうにやっていける部分がありますので、ここへ言葉を入れることによってそれが非常に苦しくなってしまうよりは、今の状態を何とか維持していく状態でそういうことがやっていけるのではないかというふうに感じますので、ぜひそんなことで対応させていただければありがたいと思います。

黒沼委員

分かりました。そういう状況、情報が分かれば。

高木委員長

はい。では、今の交通環境教育というような言葉とか自動車学校という言葉は特に入れないで、この意見を受けての対応措置というところを基本的に。文章は変更してくださいというのがありましたので、それで行きます。

裏に入ります。24時間営業関係です。

川妻委員

問題の。

高木委員長

24時間営業のところに関しては、24時間の事業者は定期的にこういう状況の報告書とか削減計画書、実績報告書を作成、提出、公表するということが、意見として24時間営業を行う事業者の業種について検討が必要になるでしょうという話です。例えば病院は入るのかとか。

岡本委員

24時間。

諏訪委員

各論を詰めないと にならないという、そういう位置付けなのか。

高木委員長

そうそう、それはそうだ。さっきの発言は削減してください。私がちょっとくたびれてきて、血迷ったことを言いました。

この24時間営業を行う事業者に対してこういうことを義務付けするということまではオーケーで、実際問題としてそれを実施するときには、さっき言ったそれこそ病院の問題になるのか、みたいなことが問題になるかもしれませんよということによろしいわけですね。

例えば具体的に病院が問題になるというようなことを踏まえて、この24時間営業を行う事業者という言葉そのままがいいのか、あるいは24時間営業を行う別に定める事業者はというような言葉を入れて、要するにスーパーやコンビニを意図するもので病院は入れないよみたいな話はあり得るかなとは思いますが。

木曾課長

ただ、今度の意見聴取が必要と思われる団体がありまして、この22日を終わりますと、具体的にそういう方々との接触が出てきた際にこの分が詰まっていけないと、どんな意見を言っているのかとか、どこを焦点に絞って行くのかというところが、議論が、意見が出にくいというか、当然意見を出していただくということで、もう具体的などころの業界との接触になったときにいろいろと出てくるのではないかと。

高木委員長	例えば別途定める事業者というので、その別途のところで、一定規模以上の店舗数あるいは面積を有している販売業者とか、そういうような書き方をすることはできるわけですよ。今我々がたぶん意図しようとしているのは大手スーパー、コンビニ以外は何でしょうか。
川妻委員	レストラン。
高木委員長	レストラン。居酒屋なんかも。
黒沼委員	CDじゃないでしょうか。
川妻委員	レストランとか。あそこの。
黒沼委員	レンタル業。
高木委員長	レンタル業も24時間やっているところもあるのですね。
川妻委員	あります。レストラン。そこのデニーズみたいな。
高木委員長	デニーズも24時間。
川妻委員	24時間やっているのです。
高木委員長	だから飲食業、それからレンタル業。本屋なんかでもあるのですか、24時間。
黒沼委員	あります。レンタル業と一緒にいる本屋さんが24時間。
川妻委員	レンタル業で、本とCD。
高木委員長	で、それを全部ターゲットに。
事務局	いいですか。意見聴取が必要と思われる団体ということで、フランチャイズ店、チェーンストア協会がありますね。例えばデニーズとかそういう全国チェーンみたいなのはここで引っ掛かってくるのですが、ですから、あと単体で、例えばレンタルビデオ屋さんの単体で24時間やるのかどうかというのもありまして、これの中で意見を聞くに足りないところ、例えば居酒屋チェーンというのはもうフランチャイズとかチェーンストアに入るのかどうか分かりませんが、ちょっとそういうところで絞っていただければ、1個1個の個店をいうよりは業種で。フランチャイズかチェーンストアで拾えば。それ以外に何かあればまた。病院みたいなのも先ほど委員長が言われたように、そういうものもあるかもしれませんけれど。
川妻委員	これにスーパーも入るわけでしょう。
高木委員長	チェーンストア協会にスーパーマーケットは入るのですね、当然。

川妻委員 西友なんかは入っているわけですからね。

岡本委員 フランチャイズ業界ですから、違っだろう。

事務局 チェーンストア業界に入るといことです。

高木委員長 だから当然同じ24時間で小売のスーパーを開くといっても、本当に1戸だけの独立した、お父ちゃんお母ちゃんが頑張っているような店はここに引っ掛かってこないけど、そんなことを言ったら切りがないから。
それならば細かいことに関してはこの条例の中には規定できないと思うので、別途のほかのところを規定していただく。場合によっては最初は非常に分かりやすいところを狙っていって、だんだんそれを広げていくというような対応措置だったらそんなに難しくないような気がしますので、一気に全部というのは難しいかもしれないけれど、だから、そういうようなことで、ここはそれで進めるということによろしいでしょうか。

黒沼委員 はい。

高木委員長 あとは、どれをやればいでしょうか。

木曾課長 それで、先ほどの光害の関係ですが、24時間の営業とも自販機の関係からんでくるものがありまして、言われてきている方の意見はこちらのとおりです。前段の部分は私どもが先ほど申し上げましたように、意見を載せ忘れたというところがあって、委員の皆さまにも手戻りになってまったく申し訳ありません。
事務局の考え方としては、24時間とか自動販売機を進めていくことイコールどちらかという光害対策という。温暖化対策を進めることで派生的に出てくる部分がかかり出てくるというような感じはしておりまして、光害対策をするために温暖化対策というのとはちょっと枠組みが違うかなという感じはします。委員さんのほうで検討をお願いします。

岡本委員 このあたりは自動販売機というものが社会現象としてエネルギーの適正使用の範疇(はんちゅう)を逸脱してきているのではないかというあたりから一定程度の制限をする時代に入ったのではないかと、そのことを長野県からやっっていかないかというふうなことが、県民計画の以前のときから出てきたということですね。
県民計画の中で、表紙のすぐのところ2010年の日常風景という、平たく2010年の未来予想風景を書いたものがあるのですが、この中にもずらずらと書いてあって、その途中にこの前授業で星の観察をしたんだけど、空が澄んでいてきれいだったよ。11時から始まったけど、街の明かりも少なかったしね。お店は夜遅くまで営業してないものね、という言葉が入っているんですね。
だから県民計画を書いた意識の中にも、24時間というものを規制していくことで単に、特に自販機とかコンビニなどの場合は、それじゃCO₂が何トン減るのという話になったときに、交通対策等に比べれば、比較的數字は小さいけど、このことによって派生的に出てくる長野県らしさとか、長野県がこのことに取り組む意味付けだとかという中には、こういう光公害も少なくなって、本来の星のきれいな長野県らしさを取り戻せるよというふうなことを書いて

あったんだと思うんです。

だからこの方の意見は、そういう意味で貴重な投資にはなるのかなと思います
すが、特別にこれをどうこうするというのではなくて24時間、考えていく
上で、だからたぶん県民計画を精査する中で、このこともうまく残していけれ
ばいいのかなと思います。

高木委員長

はい、ありがとうございます。ほかにはよろしいですか。

それでは、この自動販売機のこともちろん載せていくわけですが、せっか
くいただいた意見ではあるのですが、光害対策としての、とかいうのは、やは
りちょっと合わないだろうということで、結果として狙っているところは同じ
なので、この方が今日聞いていただければ納得していただければどうか分
かりませんが、議事録を読んでいただいて、それで納得していただけるとい
うことを信じて、自動販売機のところに関しては、特に光害という言葉は入れな
いということにします。

それで、自動販売機のところ2つのものがある、上の方は事業者として
の責務が書いてあって、下の方は市町村と自動販売機の少ない市町村というよ
うなものを協定するというような道を開こうというものなのですが、ここに關
してはよろしいですか。

岡本委員

はい。

高木委員長

はい。

岡本委員

これは24時間の営業制限のところも同じ手法で書かれているんですが、要
するに効果を上げるという意味で、どちらがいいのかということもう少し細か
く検討していきたいなというふうには思っています。

実際、長野県では、あるいは全国でもかもしませんが、軽井沢町だけが11
時になるとコンビニの電気が全部消えるという、町の要綱でそういうふうにな
っているということなんです、じゃあ御代田町との境、向こうは群馬で峠が
あるからそんなに問題はないんだろうけど、御代田町との境のところのコンビ
ニが、どういう状況になっているのかな。

軽井沢から、わざわざ隣の御代田町まで車の距離を延ばしてコンビニ来てし
まっているのだとすると、どうなるのかなとかということも出てくるし、だか
ら制限をするということになってくると、県境のお店が不利益を被るケースが
出てくるのではないかとということも議論になるのだけど、このように細かく市
町村に分けてしまうと、その境目というのが、限りなくたくさんできてしま
うわけだから、ある意味で長野県は非常に峠の多いところなので、県という単位
でうまく制限がかけられれば、そういった意味での格差のチャンスは少なくな
るということで、この前申し上げたんですね。

それでどういうあれなんでしたっけ。県の。

高木委員長

まだ決まっていないです。県が主体となってやるのか、市町村の申し出を受
けて県が地域指定するのかというのは、まだ決まっていないということだと思
います。

岡本委員

ただ、地域特性が失われてしまうというのが、事務局の意見がだった。でも
県が協定の相手になることは構わないんだという中で、これはだから じゃな

いだろうということを最初に言って、もう少し議論をというように、蒸し返しをしています。

実際には、意見交換の時にどの程度のポストの方が出て来てくださって、どの程度の議論が出来るのかということだと思うので、そこまで持ち越して更に突っ込みが足りなければ、もう少し上の所まで話を持って行くというようなことで、考えて頂くのがいいのかな。前回、フランチャイズのトップみたいなことも、何とかチャレンジして頂けないだろうかというような話はしてはあっても、ですけども。

高木委員長

この所は、今の対応措置(案)は、「市町村の申し出を受けて県が地域指定する」という形になっている訳ですが、自動販売機関連の業界プラス市長会・町村会との対話をした上で、県が主体性をとったほうがいいということになるならば県がとるし、市町村で分けての方がやりやすそうということになれば市町村でいくということで、とりあえずの言葉としては「市町村の申し出を受けて」の、このままこれを残しておきますが最終的に県が主体になるってことも有り得るということで進めるということによろしいでしょうか。

黒沼委員

はい。

川妻委員

いいんですけども、蛇足的に付け加えさせていただくと、この説明する時にですね、温暖化対策を近々に進めなくてはいけないという事情や、長野県としては県民計画での実施、それから全国市長会でもこの24時間あるいは自販機についてはやっぱりこれに取り組もうと動いていると、そういうやっぱりあまりにもどんどん24時間まで拡大している傾向に、やはり長野県としては何とか県民の理解を得て、歯止めをかけて自粛していただくという方向に我々としてはしたいんだという姿勢を示して、それで是非ご理解願いたいと。ついてはどうしてもこの企業の事情や様々な事情で24時間は当面続けざるを得ないということであれば、その事情なり、それに対する対策なりを温暖化の点から示してもらってこちらに提出してほしいと。自動販売機についても同じですけども。

そういうこちらの方針を理解して頂いて、出来るだけそれに沿って進めて頂くということ、なんと申すのでしょうかね、まずちゃんと理解して頂かないと、この方法だけに頭が行ってしまうと何のためにこれをやるのかということの理解が大事なんじゃないかなと思うんですけども。

高木委員長

今のは誰も異論が無いので、どういう形がいいのか。この条例の文書の中にそれを入れていくのか、あるいはひょっとしたらそのもっと上の所でこの条例の目的みたいなことで温暖化対策の一環としてライフスタイルの見直しというような言葉が入る所で「24時間営業の」というような言葉を入れていくというような手もあると思うので。具体的な言葉に対してはある程度事務局にお任せしますが、単に自動販売機や24時間営業のお店を狙い撃ちにして、なんか苛めているんじゃないんだよと。温室効果ガスの削減量は、じゃあ何トン減ると言ったら大したことは無い訳で、それでもライフスタイルを変えていくためにはこういうことが必要なんだよというようなことが入ってくると、ずいぶん分かり易くなると思うので、その辺はじゃあちょっと検討していただくということで次に進めますがよろしいでしょうか。

黒沼委員 はい。

高木委員長 さっき、×が付いていた電力供給者に対する所は、 になって話がちょっと変わったということで、さっきのあれでよろしいですね。
それから、再生可能エネルギーの所で「優先的に利用する」の所も、電気事業者もそうですし、電気事業者以外のエネルギー供給者に対してもという所で、具体的にどこまで網がかかるのかというのはちょっとまだ未確定な訳ですが、一つ一つに関して言えば7ページの所ですが、電気事業者の所は「電気事業者は現在の販売実績報告書を作ってもらうのと同時に、再生可能エネルギーの導入計画書、実績報告書を作ってください」というような形ですようね。

諏訪委員 そうですよ。

高木委員長 現在のも言ってくれという話ですよ。
だから、前回削除したのが、今回もっと厳しくなって帰ってきちゃったということになっちゃった訳ですが。

諏訪委員 あと、すみません。この部分、電気事業者に関してちょっと私自身も確認すべきなんですけども、中部電力だけだったかなというのがありまして、PPSとか大手の今までの中電さんだけじゃない電気事業者に対してもRPS法が対象としているんですけども。そういった、例えば、諏訪・・・記憶してないんですけども、電力会社として小規模なものがあるんですけども、そちらに対する網掛けもあるんじゃないかなと思いますのでご確認いただければと思います。

高木委員長 今、結論出ます？

宮本委員 県庁も違いますよね。

岡本委員 PPSです。県庁舎は。

木曾課長 諏訪で、電力会社以外の売電事業を長野県諏訪市で開始ということで。

高木委員長 そこも対象になる。だから、意見聴取が必要となる団体に中部電力だけじゃなくなるという事かもしれないですね。それでいいでしょ。要するに意見聴取の対象の話でしょ。

諏訪委員 はい。

高木委員長 それで、電力需要者に関しては、再生可能エネルギーを優先的に利用するという、これは何で になっているんですって。

諏訪委員 すいません。こちら、ちょっと整理が必要かなと思います。今日の資料1の再生可能エネルギーの部分は。
例えば、今の部分もそうですし、電力需要者の場合は前回の議論では大口電力需要者に関しては、再生可能エネルギーの利用促進を含めた導入計画を公表

するというようなことだったんですが、初めの項目の一定規模以上のエネルギーを使用する事業者という所で、排出状況報告に加えて再生可能エネルギーを含めるということになっていたのですが、こちらの部分がちょっと書いてないんだと思うんですが、ここで電力需要者と打ち出しているからにはその右側に別項目でかかっているんだけど、温暖化排出ガスに関する排出状況報告があるだということを明記しておいた方が、まあ現状の議論に一番近いかなと思います。

で、今日の議論は更に加えて、エネルギー供給者に関する販売に関わるデータ及び自然エネルギー由来のエネルギー導入の実績及び導入などに関わる項目が新たに提案されましたので1つ項目が新規として増えます。

それから、公的機関の役割ということで再生可能エネルギーを率先的に活用し、購入するという。これがまた新規項目となります。

高木委員長

だから、新規項目が2つ追加されるということですね。

黒沼委員

1つは一緒になるんじゃないかな。

高木委員長

2つでしょ。

黒沼委員

供給者と消費者で。

高木委員長

エネルギー供給者というのと、公的機関というのが2つです。

黒沼委員

はい。

高木委員長

それで、大口の需要者サイドの方は、1枚目の産業部門の事業者で大口エネルギーを使っている人というような所に網がかかってきたから、そこでいけるという話で。ということは・・・

黒沼委員

市町村は？意見聴取は？

高木委員長

そうそう、再生可能エネルギーの意見聴取の所で市町村に対してもそれは入るよということですね。よろしいでしょうか、それで。

だいぶ、皆さんくたびれてきてて、私もだんだんもうろうとしてきているんですが、もうちょいですのでお願いいたします。

諏訪委員

今の電力供給者の部分は、電力需要者の部分は別項目でカバー、エネルギー供給者は、公的機関又は県の条項は だとして、その次に再生可能エネルギー利用促進という、これに関して、この書き方で主体が誰なのかということが私自身把握できないんですけれども、どういう・・・。

高木委員長

そうですね、はい。これは何だ、どうなったの。

諏訪委員

元々の（第4回検討会の）資料3からの流れで恐らく・・・

高木委員長

資料3だと8ページ・9ページの辺りですか。

諏訪委員 まあ、大きく「再生可能エネルギーを優先的に利用する。」という項目がここで打ち出されていて、その流れで残っているような項目だと思うんですけども。まあ、残っている分には構わないんですが、残すのであれば、誰がというところがはっきりするか、若しくはもう少し具体的な内容にしていくか、考えた方がいいかなと思いました。

高木委員長 資料3の8ページ・9ページ辺りに書いてあるのはどちらかというと、「地方自治体は」と書きちゃっていいようなものが殆どのような気がします。

川妻委員 整理する必要があるな。

事務局 新しい方（資料2）のあれですね、事務局及び各課の見解で行政の方は、それは需要者とか実行計画・・・

川妻委員 何ページ？

事務局 今日の資料2の8ページです。事務局及び各課の見解というのが右側にありまして、大口電力需要者に対して計画の義務付けで、市町村等については産業部門の対応措置に含めるということで、グリーン電力の購入も全て入ってきますので、優先的に利用するというのは必然的に県民と大口電力需要者以外ということになります。

高木委員長 地方自治体でもないし、大口でもない、その他の人。

事務局 あくまでも努力義務ですらっと言うのかなという私達の考えです。

高木委員長 じゃあ、・・・。

川妻委員 その、ちょっとまって。県や市町村の再生可能エネルギーの導入計画というのは、最初の方に入るというわけ？

事務局 そうです。

川妻委員 に、入れちゃうというわけ。

事務局 はい。

川妻委員 だいたい、そこに入っているという認識はあまりここには・・・あまりはつきりしていなかつたんですね。産業部門の中に入れる・・・。

高木委員長 今さっき、諏訪さんにまとめていただいたように、再生可能エネルギーの中に電力供給者の項目があって、電力需要者の項目というのは大口の方に移っちゃったからそれはそれでいいとして、3つ目として公的機関というのはそこで入ってきている。で、4つ目がさっき言ったエネルギー供給者で入っている。だから、公的機関、県とか市町村に関しては3つ目の「公的機関は～」というところに入ってくるはずだから、そこで網に引っ掛かるはずだから、そことは別の「再生可能エネルギーを優先的に利用する。」の主体というのは、要する

にその他大勢。その他大勢に対して、「県民は再生可能エネルギーを優先的に利用する。」っていう書き方がちょっと何か変な感じはしますが・・・。

川妻委員

優先的に利用できるよう情報提供なり、促進するというか、そういうことだね。相手が誰だか分からないとね。

高木委員長

どうしよう。もう殆ど無くてもいいような気がしてきているけれども。

諏訪委員

あの、ちょっと議論を蒸し返す部分があるかもしれないですけども、今日配布した資料等も使いながら、バイオマスのお話も含めたような形もしながら、この再生可能エネルギーの優先的利用の情報について議論したいんですけども。

今日、最後の資料として「森林環境保全のための『岩手の森林づくり県民税（仮称）』の創設について」という資料をお配りしたんですけども、これはなぜ配りましたかということ、前回、私の自然エネルギーのランニング補助について具体的なスキームを勉強したいということで申し上げておりました、それに関連して内容は若干違う部分はあるんですけども他県の状況ということでご説明申し上げたいと思います。

こちらの県民税というのは、岩手県が森林づくりを目的として導入することを現在、正に検討している段階のものでございます。自然エネルギー促進にしまして、特に注目するポイントといたしましては、5ページを御覧頂きますと、個人にしましては年額1,000円、法人にしましては資本の金額等に応じまして年額2,000円から80,000円ということで設定していらっしゃるということ、それからこういう財源を元に、次の6ページを御覧頂きますと、施策を動かしていこうという具体的なプランとなっている点だと思われま。

この中で特に注目して頂きたいのが、6ページの一番下の項目ですけども「木質バイオマスの利用促進」という部分です。現在森林税そのものは2億円相当の財源となる予定のようなんですけれども、この中の約1割ですね、事業費2千万円程度を使いまして木質バイオマスの利用促進を行う予定となっています。内容については現在詰めているところなんですけれども、バイオマスを使った熱ですとか、熱の価値を認めようと、熱の自然エネルギーだという価値を認めようということで、ペレットに自然エネルギーであるという価値相当分を乗せた金額を販売額として、それを県がこの2千万円の財源を用いて購入することで、その付加価値分を山本に戻して森林の管理に充てていこうと、そういうプログラムを検討しているところだと思います。

このような現在検討内容とはいえかなり具体的に煮詰まって来ている森林住民税というものから、遡って長野県の状況を条例づくりについて考えますと、もちろんバイオマスという視点で、一定の財源を元に森林管理を行い県産材の利用促進を行うということも一種の自然エネルギーランニング補助になるかと思いますが、あわせてこのような特定のプログラムを少し大きく引いて見ますと一定の財源を元に自然エネルギーを優先的に購入するというようなことを具体的に検討していく必要があるかと思えます。そして、条例について1つ提案を申し上げるならば、例えば資料1の「支援・助成に関すること」にしまして、「地球温暖化対策を効果的に実施するために必要な助成・税制その他経済的な措置に関する調査研究及び諸政策実行」ということを例えば、県産材の利用促進の部分で対応措置としてみたり、それから再生可能エネルギーの利用促進の部分で個別のところの対応措置としまして、必要な税制・女性に関し

て調査研究、政策支出を行っていくというような対応項目にする方が、「再生可能エネルギーを優先的に利用する」というような大項目よりも少し更に踏み込んだ内容の対応措置になるのではないかなというふうに考えます。

高木委員長

はい。

税務課

すいません。税務課の藤井と申します。今、岩手の税の関係でお話聞いてたんですけども、長野県でも、実はまだ内部の組織の段階なんですけれども同じようなもので「森林税」というのを内部的に検討しておりまして、ちょっとまだ具体的なお話は申し上げられないんですけども、来年度の導入を目指してですね内容を、今、組織で検討しております。全体のそのスキームとかそういうものは岩手と同じようなイメージで考えておりますけれども、森林づくり条例を受けてですねそういった税を内部的に今、検討中であるということでご報告したいと思うんですけども。

高木委員長

ということであれば、少しは安心していけるかと思うんですが、この再生可能エネルギー関係のところ森林に関する部分について、ようするに「ふるさとの森林づくり条例」で対応するというのでそのままでよろしいのかどうか。

岡本委員

岡本です。「ふるさとの森林づくり条例」で対応となっていて、さっき随分昔の話・・・長時間なので最初の頃になる川妻さんの方から廃棄物条例の話も出ていて、他にも地球温暖化っていう割とこうターゲットを絞りにくい漠然とした条例と、廃棄物だとか、森だとかっていう具体性のある条例とが両方ある訳ですが、やっぱり森は森で森林というのはそれこそ100年の計だからそういうスパンで物を考えてきたんだろうけれども、そこに新しくですね地球温暖化という応援部隊というか、何って言ったらいいのかな、森への価値を新しい価値と大切さというのを加味していくってなことで、あるいは廃棄物の場合もRPS法なんか特にそうでしょうけれども廃棄物を燃やして熱を回収したり電気に還元すればいいのだ、という話にならないように地球温暖化の方からも考え方を絡めておくっていうようなことで、地球温暖化っていうのはそういう意味ではっきりしない分だけよそへも影響力を与えておかなければならないような大切な役割っていうのが1つあるように思っています。

それから、ちょっとここで言うことかどうか余談なんですけど、この今、あれかな諏訪さんが出してくださった岩手の森林づくりの税金というのは、これ高知で始まったシステムですね。で、長野県もやるっていうことで大いに結構なんですけども、税金のことっていうのがちょっと宙に浮いた形になっている中で1つこういう具体的なものがあってあれだなと思うんですが、税のことっていうのはやっぱり徴収して運用していくってことに関して、それこそとも手間ひまがかかってしまうということだとなかなか難しいという中で自動車や何かは県税がありますよね。だから温暖化対策の軍資金という意味で県の税金に上乘せをするというようなことはこの森づくり条例のところの手当てするのと同時にですね、比較的取り易いところから取るっていう言い方はちょっと語弊があるでしょうけれどもシステムとして扱い易いということいろいろ考えていくと。それを総合的に温暖化防止のための基金なり支援の根拠なりという形でトータルで考えていかれるといいかなというふうに思いました。

高木委員長 はい、分かりました。

黒沼委員 ごめんなさい。私35分には失礼したいんですが、私も車の乗る人に関して何らかのペナルティじゃないんですけれども、何か頂くことは出来ないかということで内部の中で検討なさっているんじゃないかということで、ぜひお聞きしてみたいと思っておりました。でも、失礼してしまうんですけれどもごめんなさい。

高木委員長 自動車の税金の関係でそういうことを現在検討には挙がっていないんでしょうかというご質問ですが。

税務課 検討には挙がっていないです。今、自動車税は国の施策でグリーン化税制というのがありまして、直接その財源を直接こういった環境の施策に使っている訳ではないんですけれども、ハイブリッド車とか環境性能に優れた自動車には自動車税を安くして、あるいは一定年限を超えた古い車には税金を重くすると、そういったグリーン化税制というのは国の施策で実施しておりますけども、それを更に上回るような県独自でというようなことは特に検討はしてありません。

高木委員長 よろしいですか。もし、可能性があるならば、是非検討して頂きたいというのがこの委員会としての、本来の話ではないんですが、意見だろうと思しますのでよろしくお願いいいたします。

もう少しなので。あとは、森林資源のところは「長野県ふるさとの森林づくり条例」で対応するというので、それでよろしいならばこれで終わるんじゃないかなという気がしているんですが。

諏訪委員 すいません。「再生可能エネルギーを優先的に利用する。」という項目はこれでいいのかっていうのが。

高木委員長 そうですね。結論でていないですね。何かよく分かんない文章が書いてあるから、こことこどうしようかということですが。

黒沼委員 「率先的に購入する。」っていうふうによね。

諏訪委員 それは、率先購入の部分に関しては1つ、活用・購入というようなことで、新しい項目ということだと思んですが、それ以外の例えば、これは恐らく事業者も関わってきます話かなと思いますんで、そういった事業者に対してこういうやりわりとした努力義務を載せていく方がいいのか、もう少し県の責務として助成・税制その他の経済的措置というようなことをここに謳った方がいいのか、ちょっと検討したいという私の意見なんですが。

高木委員長 はい。今の諏訪さんの意見としては、全ての事業者、全ての県民は再生可能エネルギーを優先的に利用するように努力する、そして県はそのことを進めるために情報提供その他の支援活動を行うというような文章にすればいいということですか。

諏訪委員 そうですね。情報提供及び経済的措置ですね。

川妻委員 賛成。

高木委員長 今、一気にいっちゃいましたけども。別に僕の文章よりは、事務局の方が適切なのでそんなような、要するにこのままだと誰がやるのか分からないから、その主体として全ての事業者、全ての県民というような主体を入れるということ、それから県のバックアップをするんだよということを高らかに謳ってくださいというようなことです。言ってることは別に問題になるようなことではないと思うので、いいかと思いますので、それによろしいでしょうかね。

諏訪委員 はい。

高木委員長 それで、お約束のことは終わったんでしょうか。

川妻委員 ちょっと待ってください。今は、県民一般あるいは事業者のあれですよ。

高木委員長 はい。

川妻委員 それで、長野県のものはそこではなくて別のところに入ると。

高木委員長 はい。

川妻委員 それが、産業部門というこの大口のあそこの項目ではなくて、別個に立てるとのことなんですね。さっきの話では。

高木委員長 そうです。はい。県だけじゃなくて、県及び公的機関はという形で再生可能エネルギーのところに関してはそれが出てくるということです。

川妻委員 そうですか。
全体をずっと見回して見ると、ここに表があるから非常に分かり易いんですけども、削減計画、合理化計画、環境配慮計画、何々計画というのを事業者なり、特に大口には出させると。これは相当の負担を課す訳ですよ。それで検討してもらおうと。これの事務も大変だけれども、とにかく業者に、事業者にはそれだけ受け止めてやってもらわなきゃいけないと。いう時にね、やはり県全体も長野県という自治体がね、本当にこの何と云うんでしょうかね、今まで通りにたいして変わらなくて事業者にとにかく計画出せとか、こういう削減しろと言っているだけではね、本当の力にならないんじゃないかと思うんですよ。そういう意味では、これは県行政とそれから議会の方々の理解を得なきゃならないわけですけども、やっぱりこの条例を通じて転換していく、切り替えていくということを踏み出して県としてもいるんだと。あわせて、同じように事業者にも県民にも協力を、あるいは市町村にも協力をし、一緒にやっていくというね、そういう姿勢を示すにはちょっと今までだけでは弱過ぎるんじゃないかと思うんですよ。もう少し県がこれについての先頭を切って進めるんだという姿勢をね、示す。その姿勢を示すのは、1つは自ら再生可能エネルギーを優先的に利用するというをただ謳っているだけではなくて、具体的にこういうことについては一歩踏み出すんだということで太陽光や、私が前に言ったのは、太陽光なり木質バイオエネルギーなりそういうものを県の施設でま

ずは優先し、県庁からあるいは県の施設からそこを変えていくんだというね、そういうことを。それを、私は条例の主旨の中に何らかの形で加えていかないとメッセージが伝わっていかないんじゃないかと思うんですね。で、それはこの個別の項目を今、検討しているんでこういうことはいいかもしれないけれど、条例全体の中で見た時にそういうことがきちんとしていて、この条例は何を目指しているのか、相当の覚悟があるということをちゃんと入れないとね、とにかく煩雑な書類ばかり出させるような条例っていうのはけしからんということにね、下手すればなってしまったら身も子もないので、やっぱりそれだけをするにはそれだけの決意と転換が必要で、それについては県庁もこれまでやってきたけども、これを契機にいつそう切り替えていくという。そのためには予算措置が必要なので、いっぺんには出来ないけれども、いろんな予算を組み換えとか、各部横断的な行政部門の協力とか、そういうことを通じて今までのような仕方とは切り替えて、より脱温暖化に資するようなことを進めていくという。それがどっかの形でしっかり見えないと、やっぱりこのご時世というか、この時代にそれぞれの団体の理解はやっぱり得にくいんじゃないかという気がするんですね。

そこを、今日は個別のやつをやったんで、今度条例の骨子を、全体を検討するときどういう形でそこをきちんとしていくかということをもう一度検討していくっていうのが非常に大事なことなんじゃないかなと思います。

高木委員長

おっしゃるとおりです。それは、私も分かっておりますし、多分、皆さん共通の認識、事務局の皆さんも肝に銘じてられていらっしゃると思いますので、それは次回の・・・次回のと言ったって、22日。22日までに今、散々言いたい放題言ってきたことをやってきてくださいという話なので大変なんですけど、それはやっていただいて、それをきちんと端から端まで目を通していくというのが22日の仕事です。我々の仕事です。

川妻委員

あのね、22日にですね、もう1週間しかないんですけども、条例案の骨子の構成とそれからどういうことをこの骨太の方針として謳うかというね、そこを一応、案を事務局の方から提示していただくのか、あるいはやり方によっては、この委員会の中でワーキンググループを作ってそれで委員会としてこの条例の趣旨なり、それから方向というのをやって、それで事務局のやつと合わせて議論するというふうにするのかね、やり方についても少し検討する必要があるんじゃないかと。ただ、タイムスケジュールがあるんで、あるいは専念しているわけじゃないんで、どこまでやれるのかという現実問題があるんで。議題は分かるんですけども、どういう作業手順で、どういう中身でやるべきかというのは、ちょっと少しいろいろ意見交換したほうが・・・

高木委員長

今の川妻さんの意見を22日までの間に作業グループを作って検討しろということですか。

川妻委員

いやいや、22日はどの程度のことが出来るんだろうかということをおろそかにめ頭に入れておかないと・・・

高木委員長

22日は骨子(案)が出て来る訳ですから、要するに、今は対応措置、一つ一つの細かいことを検討してきた訳ですが、条例の骨子(案)というものが端から端まで全部出て来て、それについて検討するということでよろしいんです

ね。ですから、そこには当然、この条例は何のためにやるのかとか、そういうような理念から目的からそういうのが全部書かれたものが全部出て来る。

川妻委員

骨子って、この項目事項ばかりではなくて、ある程度短い文章でね、入ってくるのですか。骨子っていうのは項目で、何とかの責務、市町村の責務なんて言ったら大して意味ないでしょ。もう少し中身がどの程度……。

木曾課長

あの、京都府の骨子レベルまでは作り上げようかと。

高木委員長

京都府の骨子と同じぐらいのものが出来てくれば、とりあえず検討には入れますか。いいですか。

川妻委員

もうちょっと、短いけどもなあ。

高木委員長

厳しい。

宮本委員

これは当日しか頂けませんか。1日、2日前には。

事務局

前日ぐらいにはメールか何かでとりあえずお送りして、資料は資料でこちらの方に提出して、こちらで検討してもらおうというような形を取りたいと思っていますが。ちょっとその辺はまた、詳細を連絡差し上げます。

川妻委員

22日っていうのは、午前中何かあるかな。

事務局

あの、午前中からちょっと予定を伺っていたんですが。それは午前中はなぜかということ、業界団体の意見を聴ければ聴きたいということで入れてたんですが、今日この対応措置(案)が大体決まりましたので、明日以降ですな業界との接触をこちらで始めまして、22日の午前中というのは実質的には厳しいんじゃないかと思しますので、これは正式にはお知らせしますが、恐らく午前中は団体の意見は聴けないということで、午後こういった形での会議を予定したいと思っています。

川妻委員

1時からということでもいいんですか。

事務局

はい。

高木委員長

はい。後、一応、与えられていた議題に関してはこれで検討はしたつもりなんですが。何か他にございますか。事務局の方から。

木曾課長

省エネラベルキャンペーンのパンフレットを。委員さんの皆様の中でキャンペーンのラベル自体のイメージが、うまくご承知していただいているかなと思ひまして、入れておきました。東京都でやっているのと同じです。

諏訪委員

長野県の自主的な……。

木曾課長

はい、自主的な……。

諏訪委員	もう、始まっているものなのですか。
木曾課長	はい。
川妻委員	AAAが入っているわけですか。
木曾課長	AAAから・・・裏に。
事務局	5段階表示です。
川妻委員	これはどのくらいの、どこに使うんですか。
事務局	機種のところ貼るというイメージです。
川妻委員	ああ、機種にね。
高木委員長	よろしいでしょうか。あとは、事務局からはないですね。お返しすればいいですね。
司 会	大変、長時間にわたりまして濃密な御論議いただきましてありがとうございました。以上を持ちまして、本日の検討会を閉じさせていただきたいと思えます。本当にありがとうございました。

(議事録中の の部分は確認できなかった部分です。)